

そこは日本領土にあらす!

(ちょうぎよ) 独島 (竹島)
釣魚諸島 (尖閣諸島)



全国民洗脳の

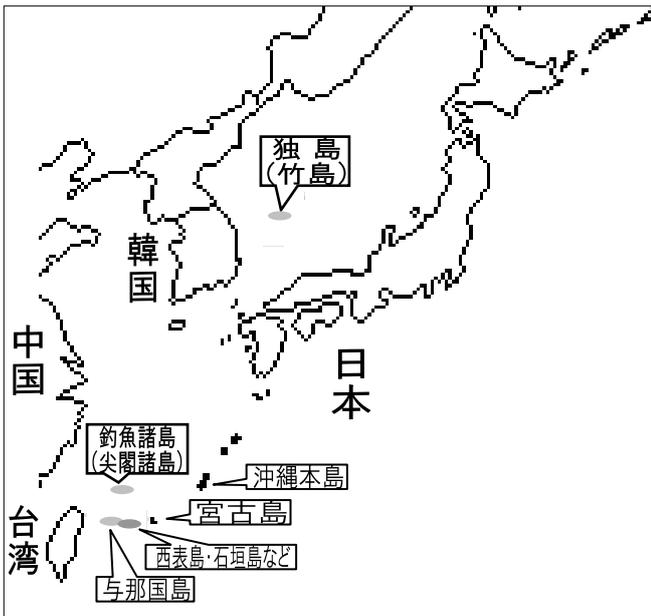
「領土排外主義」と闘う戸田の弁論と実践

大阪府門真(かどま)市議会

発行:2012年10月31日:大阪府門真(かどま)市議 戸田ひさよし

「革命21」所属議員・会派は「無所属」 連絡先:門真市新橋町12-18-207

電話:06-6907-7727 FAX:06-6907-7730 HPあり。メールアドレス:toda-jimu1@hige-toda.com



< 発刊の辞に代えて >

(戸田が友人の市民派議員のBさんに送ったメール)

この手の「領土排外主義」の意見書への対応は、以下のような事を考えて行なうべきだと思います。

- 1: 「市民も行政も議員も、真実を全く知らない・真実の話に触れた事がない」(関心がある人でも産経新聞的な歪曲した話を読んで知った気になってるだけ)という「99%洗脳刷り込み状況」に切り込んで啓発する。
- 2: 具体的な事実、特に日本側の具体的事実を紹介して、突きつける。
- 3: 意見書文面そのものへの批判反論だけでなく、「提案者側の問題点」(不純な動機や背景)や「この手の意見書を市議会で採択する事の問題点」の突き出しと批判もきちんと行なう。
- 4: 大半の「リベラル派」のような「日本の領土だけれど、強硬策には反対」という「日本の領土だ論」には絶対に組みせず、正面切って、「中国の領土」・「韓国の領土」である事を解説する。「北方領土」はアイヌ先住民のものと考えた上での論議になる)
- 5: 「反対討論」だけでなく、提案者への「質疑」もぜひ行なって下さい。質疑をする事は、・提案者のいい加減な考えを浮き彫りにし、・「日本の領土洗脳刷り込み」の存在に少しでも気づかせ、・こちらの指摘や主張がたっぷりできて、質疑と答弁が議事録に載り活用できる等の利点多し。

2001年、9/11事件の3日後にアメリカ連邦議会がブッシュ大統領に「あらゆる軍事力を行使する権限」を与える決議(「報復戦争決議」)を採択した時、ただひとり反対を貫いた女性議員がいた事を、日本の「市民派・リベラル派」の議員達はこぞって讃えました。

が、今、日本で戦争扇動に等しい領土排外主義の意見書が次々に議会に出されている時に、いったい何人の議員がそれに正面切って反対の論陣を張っているのでしょうか?

両手の指で数えられる程しかないのではないかと危惧しています。

こういう戦争扇動に等しい領土排外主義の意見書に反対しない「市民派議員」・「反戦派議員」って何なのでしょう?
戸田がいつも言っている、「ナチスに反対しなかった保身主義の牧師」の同類に他なりません。全く情けない限りです

勇気を持って真実の訴えを貫いて下さい。ともに頑張りましょう。

～本パンフの内容～

(2012年9月市議会)

- 1) 「尖閣諸島不法上陸問題意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の自民党土山議員の答弁、
- 2) 同意見書への戸田の反対討論
- 3) 同意見書への共産党の「反対」討論
- 4) 「韓国大統領への抗議等意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の自民党中道議員の答弁、
- 5) 同意見書への戸田の反対討論
- 6) 同意見書への共産党の「反対」討論

(2012年6月市議会)

- 7) 「尖閣諸島の実効支配推進意見書」と戸田の反対討論
- 8) 同意見書への共産党の「反対」討論
- 9) 「拉致問題早期解決意見書」と戸田の反対討論
- 10) 同意見書への共産党の「反対」討論
- 11) 参考: 共産党のダメさの解説と共産党への質疑案
- 12) 参考: 「広範な国民連合」2010年全国総会への戸田の抗議と脱退通知(突如、「尖閣は日本の領土」方針を労働党がゴリ押しした事に対し)
- 13) 参考: 尼崎市議会で在特会が差別罵倒やり放題!
- 14) 参考: 門真市は在特会らに毅然たる対処を表明!

1)「尖閣諸島不法上陸問題意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の「自民党新政クラブ」土山議員の答弁(1)

●香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

(当初議運への提案は、自民党新政クラブ)

【提出議員】平岡久美子・春田清子(公明党)、土山重樹(自民党新政クラブ)、五味聖二(緑風クラブ)、日高哲生(門真市民クラブ(民主党系))

8月15日、香港の民間団体である保釣行動委員会の船が、我が国領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。

これらに対する一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。

また、海上保安庁艦船に対してれんが等を投げつけるなど、明らかにほかに罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

民主党政権となって以降、メドヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年中国漁船衝突事案では、那覇地検の判断との名目で船長を釈放してしまい、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。現政権の外交施策は国益を損ない続けている。

今回の事案も、民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。

よって政府は、日本の国家主権を断固として守るために、下記の項目を実行するよう強く求める。

記

- 1 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。
- 2 今後、同様の事案があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続を進めること。
また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。
また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。
- 4 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。
また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために、尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること。
- 5 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成24年9月26日

内閣総理大臣 久野 久

門真市議会

★戸田の質疑



14番、無所属・「革命21」の戸田です。

今から8項目の質疑を行ないますが、この質疑の骨子は先週金曜日に既に提案者の自民党新政クラブの方にお渡ししており、日曜日夜には全文をメール送信し、月曜日には紙の文書で全文をお渡ししていますから、それなりの真摯な回答があるものと期待して質疑いたします。

まず質問の1:

この意見書は「そもそも尖閣諸島我が国固有の領土である」という認識が土台になっているが、それが間違いであって、

「歴史的にも国際法的にも中国領土であり、日本が日清戦争勝利のどさくさに紛れて、どんな条約にもよらず盗み取ったものであり、日本の領土ではない」事を私が6月議会で明示し、

今回は、日本側がよく使う

「中国は釣魚島付近の石油資源が明らかになった1970年ごろから領有権を主張し始めた」という主張が間違いである事を示す資料も提示しておきました。

提案者のみなさんが「尖閣諸島は日本国固有の領土である」と自分で考えているのならば、私が示した論に反論すべきですが、反論できますでしょうか?

ちゃんとした反論が出来ないようであれば、自分で検証する事無しに、中国・台湾側の主張と照らし合わせる事無しに、「日本固有の領土だ、とみんなが言うから日本固有の領土だ」と信仰しているだけの事になります。そういう事で良いのでしょうか?

そういう「信仰」は大日本帝国時代の「日本は神の国で不滅=神州不滅」、「満蒙は日本の生命線、台湾・朝鮮は日本の不可欠な一部」という「信仰」と同レベルではないでしょうか?

質問の2:

従来、市議会で意見書採択する案件は、門真市民の生活や諸権利に直接影響する事柄がほとんどでしたが、この意見書の採択は、門真市民の生活や諸権利に直接影響する事柄でしょうか?

「国民として領土主権の保持が大切だ」と言うのであれば、

- ・日本の施政権下にある日本全土に関して、首都東京を初めとした主要地域の空の少なからぬ部分に日本の法律が適用されず、米軍に排他的に支配されている事や、
- ・航空法で禁止されている飛行体が~例えばオスプレイです。米軍には自由に使える事、
- ・敗戦のドサクサで占領されて国際法に違反して外国軍の基地にされた所~沖縄に典型ですが~いまだに外国軍基地として使われていて、ひとつの県丸ごとの民意=沖縄の総意が踏みにじられたままである事への抗議の方がよほど重大な「国民的課題」ではないでしょうか?

1)「尖閣諸島不法上陸問題意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の「自民党新政クラブ」土山議員の答弁(2)

★戸田の質疑(続き)



また福島原発事故が收拾せず、十数万人の人々が故郷に住めなくなったままであり、膨大な面積の国土と大気、海や食物が放射能汚染の危機にさらされている事への抗議と対策要求の方が、よほど緊急重要事ではないでしょうか？

6月議会で共産党が提起した「大飯原発再稼働反対の意見書」案には、「既に再稼働決定されたから、再稼働反対の意見書は適切でない」と言って葬っておきながら、尖閣問題ではなぜ、「既に国有化決定がされた」のに、「国有化要求」も含めた強硬な意見書を採択させようとするのでしょうか？

質問の3：

「釣魚(ちょうぎょ)諸島問題」=いわゆる「尖閣諸島問題」は、遺憾ながら当分冷却しそうになく、いろんな事件が今後も続きそうですけども、何か事あるごとに全国の自治体議会でも中国を糾弾し、日本政府を弱腰だとして非難する意見書採択を続けていく事が、果たして良い事でしょうか？

かつて日本の国民は国力や外交の実態を知らずに、日露戦争後の賠償に対する不満から、1905年9月、「政府の弱腰」を糾弾して「日比谷焼討事件」という暴動を起こした事があります。

また、大日本帝国の財閥や軍部による侵略に対する朝鮮・中国民衆の正当な抵抗を正当と認識できずに、「不逞鮮人の撲滅」・「匪賊の討伐」、「暴支膺懲(ぼうしようちよう)」のスローガンに熱狂した時代がありました。

事件が起こるたびに地方議会で「中国糾弾、日本政府の弱腰糾弾」の意見書を上げていく事は、大日本帝国時代の日本の悪しき轍(てつ)を踏む事になる事を私は危惧しますが、みなさんはどう考えていらっしゃいますでしょうか？

質問の4：

冒頭文では、「北方領土」や「竹島」にロシアや韓国の首相が「不法に上陸した」と書いおりますが、日本の施政権下でない・その国が自国領土だと主張し施政権下に置いている場所に・その国の首相が上陸する事が、日本のどの法律への違反になるのでしょうか？

いやしくも市議会の意見書で、「不法行為」として誰かを、ましてや国家元首を非難する場合には、該当する法律について厳密な認識をしないといけないと思いますが、どうでしょうか？

この意見書の文は余りに粗雑ではないでしょうか？



質問の5：

意見書では、釣魚諸島=いわゆる尖閣諸島に中国の団体個人が上陸した場合は、「日本の国内法=刑事手続きを適用して逮捕起訴、勾留せよ」と趣旨の要求をしていますが、そういうやり方は、私の記憶では自民党時代・自公政権時代にもなかったやり方ではないでしょうか？

自民党や公明党の議員はなぜ、「自分達の政権でやらなかったやり方」を民主党政権がやらないからといって、非難するのでしょうか？

当面、現実政治的には「上陸者はその都度強制送還する」ことがもっともマシな手法であって、国内法で逮捕起訴勾留すれば、中国側からすれば、「中国人愛国者政治犯の日本による監禁事件」となって、日本憎悪の感情と行動が激烈・長期に燃え上がる事は必至だろうと思います。

そして「対抗措置」と称して、世界各地で日本人の拉致監禁事件が起こる可能性も否定できないと思います。

提案者のみなさんは安全な日本国内にあって、世界各地の日本人や日本企業の安全に対して、余りに無頓着無責任な強硬論を弄んでいるように思えますが、どうでしょうか？

中国や台湾で暮らす日本人の安全にもっと思いを馳せたらどうでしょうか？

それとも「中国や台湾で暮らすなら領土問題で命を賭ける覚悟で暮らせ」と考えているのでしょうか？

質問の6：

今回、中国側の激烈な反発を招いた原因は、中国にとって「国の恥=国恥」となる無念の日である9月18日、「柳条湖事件=満州事変勃発の日」直前に、野田政権が尖閣国有化をした事にあります。

これは中国側からすれば、1972年日中国交正常化以来初めて、釣魚(ちょうぎょ)諸島の状況変化起こされた事になりました。

従来の、「日本側は一民間人の所有物であって日本政府の所有物ではない、とみなしている」という状態から、「日本側が政府の所有物に変更した」という重大な変化があった事が中国側を激烈に刺激し、激しい行動を引き起こしたと思われまふ。

提案者のみなさんは、それに加えて更に、釣魚諸島=いわゆる尖閣諸島に新たな設備の設置や、有人化=人員の常駐化といった、自民党時代・自公政権時代にもなかった強硬策を求め、中国本土・台湾・香港、ほか世界の中華人勢力へのいっそうの対決を要求していますが、それで問題解決に進むと本当に考えていますでしょうか？

いたずらに日中間の憎悪対決を煽ってしまうだけの、無責任な強硬論を吐いているだけではないでしょうか？

見解を聞かせて下さい。

以上で質疑を終わりますので、どうかよろしくお願いします。

1)「尖閣諸島不法上陸問題意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の「自民党新政クラブ」土山議員の答弁(3)

【 答 弁 】

自民党新政クラブ：
土山重樹議員

戸田議員の質問にお答えさせていただきます。

最初の質問で、

わが国固有の領土である尖閣諸島に関して、国内外で様々な資料があるようですが、ここで個別の資料について、その信憑性もふくめ、いちいち検証する必要性はないと考えています。

尖閣諸島は我が国固有の領土である事は「信仰」ではなく、「事実」です。

2つめの質問に関してですが、

国民的課題は様々な存在しているので、その優先度や意見書の内容については、個々の考えで判断すればいいと認識しています。

3番め、

戸田議員は「悪しき轍(てつ)を踏む事を危惧されている」とのことですが、今は大日本帝国時代ではないので、私はそのような危惧は持っておりません。

4番め、

冒頭文において、「この書き方は余りにも粗雑ではないか」ということですが、特に粗雑とは思いません。

5番め、

それぞれの国内事情、そして国家間の関係は常に変化しているので、現時点での対応に対して意見書を提出しています。

6番め、

最後の質問に関しては、我が国固有の領土として、主張・保全しない方が無責任であると私は認識しています。
以上です。



2)同意見書への戸田の反対討論(1)

14番、無所属・「革命21」の戸田です。

この意見書の採択に反対する立場から意見を述べます。

まず、先程答弁がありました。

今までの門真市議会であれば、答弁は、まず無しで終わってた。今回答弁があったという事自体が、門真市議会全体の前進であるという観点で評価します。

ただし、答弁の内容自体は、「固有の領土」論ほぼ一色に染められている中で、そうじゃないよ、という事に対する検討を示そうとしないという部分においては、非常に残念でありましたが、ま、今後こういう事が何回かあれば、また変わってくるのではないか、という期待をしておきます。

では本論に入ります。

まず、日本の、いわゆる「領土問題」は3つありますが、実は日本と相手国との2国間問題ではないんです。

日本海を挟んだ隣国のソ連・ロシアと、中国・台湾、韓国・朝鮮と日本が友好関係にならないように、アメリカ帝国主義によって組み立てられた舞台の上で、軍需産業や右翼勢力が騒動を起こし、マスコミが騒ぎ立て、国民が熱狂させられている構造になっている。この事に注意を払うべきです。

この端的な例が、釣魚(ちょうぎょ)諸島問題=いわゆる尖閣諸島問題であり、極右の政治家=東京都知事石原慎太郎が、わざわざアメリカに行って、「ヘリテージ財団」主催のシンポジウムで、いわゆる尖閣諸島を都が買い取る意向を表明したのが、今回の騒動の発端になっています。

ヘリテージ財団といえば、ブッシュ政権の政策を支えたシンクタンクで、「ミサイル財団」の異名を持つ戦争利権集団であります。

揉めてもらって危機感が高まったほうが、アメリカの軍需産業や日本の基地の常駐、そしてオスプレイ配置に断然有利だと、こういう背景があつての騒動だという事をぜひ認識していただきたい。

2番め。

いわゆる尖閣諸島の戦後の経過自体が、アメリカの戦争戦略を示しています。

現在の日本の領土がどのように確定されたのか？

それは1951年に締結されたサンフランシスコ講和条約。

第二次世界大戦で連合軍に無条件降伏した日本は、領土について全ての権利を放棄し、処分権を連合国に委ねました。

そこで日本が支配していた朝鮮半島を初め、日清・日露、第一次大戦で領有した台湾、澎湖諸島、南樺太、千島列島、南洋諸島、南沙諸島の全ての権利を日本は放棄させられました。

だから、本当は1951年にサンフランシスコ条約が締結された時点で、釣魚諸島はその行政権を持つ台湾、当時で言えば中華民国に返還されるべきだったと思います。(戸田注：「中華人民共和国の存在を認めないサンフランシスコ条約締結の論理に従えば」、という意味においては。)

ところがアメリカ帝国主義は、ここでも軍事占領を継続し、1949年に革命建国された中華人民共和国に敵対するための射爆場として、いわゆる尖閣諸島の5つの島のうちの2つの島、久場島(くばしま)=別名「黄尾嶼(こうびしょ)射爆場と大正島(たいしょうじま)=別名久米赤島(くめあかしま)の赤尾嶼(せきびしょ)射爆撃場を使用し続けました。

そしてサンフランシスコ講和条約では、なんと「アメリカの信託統治領」にして(戸田注：その後日本への施政権委譲後も)軍事支配を続けて、今に至っているんです。

1971年の沖縄返還に際しても、ここで台湾に返還する、中華民国に返還するという手があったはずですが、日本に形式上返還した上で、厚かましくも射爆場として使用し占有し続け、周辺の空域・海域を含めて軍事支配を続けて、今に至っています。



2)「尖閣諸島不法上陸問題意見書」への戸田の反対討論(2)

(続き) 実は1979年以降、33年間も使用されておらず、今年2012年に最近の20年間の土地提供契約が切れるが、それでも返還しようとせず、日本政府も沖縄県も、なぜか返還要請を出していません。

この2つの射爆場のひとつ、久場島(くばしま)＝別名「黄尾嶼」(こうびしょ)は、いわゆる尖閣諸島のいわゆる日本人開拓者、古賀辰四郎氏が最初に開発を始めた島であり、島のあちこちに石垣で作られたあぜ道が延び、はては島民が作った墓まであります。

しかし、そういう島すら、米軍の射爆場にされているために、日本の公務員すら、米軍の許可がなければ立ち入る事すら出来ないという。

「日本人の島＝尖閣諸島を守れ!」という領土宣伝のウラでどういう実態があるか、その宣伝のデタラメさが、ここにもはしなく示されております。

ちなみに、2010年に日本中を騒がした中国漁船衝突事件は、この久場島沖の「日本領海」内で起こったものであります。

さて、いわゆる尖閣諸島が日本の領土ではないという事を極く簡単に、6月議会とはまた別の方面から説明します。

沖縄当局が「尖閣諸島」の領土編入について、上申書を出したのが1885年です。

しかし領有の閣議決定がなされたのは、10年もかかって1895年です。

なぜ10年もかかったのか? それは政府内での検討の結果、一度は諦めているのです。



1885年9月に沖縄県令が内務省に送った上申書。詳しくは省略しますが、かいつまんで言うと、尖閣諸島は大東島などとは違い、清国も熟知していて名前も与えている島々であるため、領有宣言などすると紛争が起こるのではないかという事を危惧しています。

この上申を受けた内務卿山縣有朋は、外務卿井上薫に相談して、井上は翌10月、次のような意見書を山縣に送っています。

内容は、「やはり清国との関係を懸念し、少なくとも当面、公然と国標を建てるのは避けるべきだ」と意見しています。その上にご丁寧に、「調査はバレないようにこっそりやれ」とまでアドバイスしております。

この意見書を受けて、山縣も領土編入は見合わせることにしました。

いわゆる尖閣諸島の領有は、外務省や共産党の言うように「単なる無主の地の先占」であるというならば、この1885年の時点で「先占」できていたはずであります。

それができなかったこと自体、そういった主張の正当性がないことを示しています。

そしていわゆる尖閣諸島の取扱に関する1885年12月5日の、以上の明治政府の決定は極めて重要なのですが、これが全くマスコミにも隠されております。

(戸田注: ここの部分、

実際に、1885(明治18)年12月5日、外務卿伯爵: 井上馨と内務卿伯爵: 山縣有朋が連署して、沖縄県令に宛てて「国標の建設は目下行なわない」という趣旨の指令を出しているんです。

という部分の原稿を読み飛ばしてしまっている。)

ではなぜ一転して、10年後の1895年に領土編入が決定されたかといえば、それは日清戦争の結果にほかなりません。日清戦争が大詰めを迎え、日本軍の勝利がだれの目にも明らかになった1895年、明治で言うと明治28年、1月12日に、内務大臣から内閣総理大臣伊藤博文に当てて、次のような秘密文書が届けられた。

その概要は、

「上申の通り、標杭)、杭(くい)ですね、「建設せしめんとす。右閣議を請う。」

その2日後の1月14日に、「標杭建設を閣議決定」として、次のような通知が内務大臣に出されてます。

(戸田注: この後、

それは「標杭建設を上申通り許可する事は差し支えない」という趣旨のものでした。

という原稿があるのを、戸田は読み飛ばしてしまっている。)

日清戦争の結果、清国は下関条約で、尖閣どころか遼東半島、台湾、澎湖島を奪われ、賠償金は、当時の日本の国家予算の4倍強の2億テールを支払わされるなど、膨大な損害を受けています。

明治政府は、敗戦で弱り切った清国にはもはや抗議する力も余裕もないことを見越して、10年前にはしなかった領土を編入行なったと、こういういきさつであるわけです。

さて、この問題は、そして国と国との問題だけでなく、非常に大きな、複雑な問題をはらんでいます。

つまり、中華人民共和国、いわゆる中国だけでも「政府と民衆の対立」、民衆の中でも様々な意見があり、政府内部での権力的な闘争もある、という事はよく伝えられています。

(続く)

2)「尖閣諸島不法上陸問題意見書」への戸田の反対討論(3) 3)共産党の「反対」討論

(続き)そして台湾の民衆と政府の動きがそれぞれあって、「一国二制度」の下にある香港の民衆と中国政府の関係があります。 それに加えて世界各地の華僑の動きがあります。

決して単純に、中国がどうした、中国政府がどうしたこうしたとか、あるいはマスコミで報道されるように、中国公安当局が金を出してデモを操っていると、そういう事象があるにはありましようけれども、それが全てでは全くあり得ない、複雑な問題があります。

それともうひとつ、「巨大な虚構」というものがある。

今は、韓国、台湾、中国、いろいろな事がありますが、ちょっと前は違っていた。

戦前戦中は、「台湾は日本そのもの」だったんです。植民地支配、領有してましたからね。

戦後はどうなったかと言うと、例えば、次に出てきますが、日韓条約においては、「韓国政府が朝鮮半島全体を代表する、唯一正当な政府」という、これまた虚構の下で日韓条約は結ばれている。

台湾について言うと、1971年の10月に中国＝中華人民共和国が国連に加盟するまでは、あの小さな島が、中国全土を代表する唯一正当な政府であると、このように扱われておりました。

そして、1972年9月に日中国交回復がされましたが、その時には「中国はひとつ」という事を日本政府は認めている。これはアメリカも認めております。

「台湾という別の存在はないんだ」、という下で様々な外交や政策が国によって立てられている。

じゃあ、しからは、台湾行政区にある釣魚島(ちようぎょとう)の事は、「中国に返せと言っても、中国のどこに返すんだ」、という事だってあるわけです。

その中で、台湾と中国本土政府とのあつれき等もいろいろあると、こういう事もぜひ念頭に置いていただきたい。

最後に、こういうふうな意見書を出される事について、新政クラブの佐藤議員、土山議員、中道議員、それぞれ「良識的な保守である」と自認されていると思います。

また、「共産党や公明党という組織政党が、ともすれば上から降りて来たものをそのまま出している」、という批判も時々されていると思います。

しかし今回で見ると、6月議会に引き続き、まさに自民党の上から降りて来たものを、それも粗雑なものを、そのまま使っていく。こういう事を繰り返していいののかという疑問を、ぜひ考え直していただきたい。

公明党であれば、日頃、「日中国交回復の先鞭を付けたのは公明党だ」、という事をしきりに誇らしく言っておりますね。

じゃあ、こういう意見書に公明党が加わるという事が、それに見合うのか？

公明党でも「尖閣諸島は棚上げにするという事での日中国交、平和友好条約の締結」を推進して来て、ずっと今まで固持して来たわけであります。

まして公明党の議員の人々がとつても尊敬する、偉大な宗教家・思想家と言われている人が言っている事と、矛盾が段々増えてくるのではないかと、その事もぜひ考えていただきたい。(戸田注:これはもちろん、池田大作氏の事を指した皮肉である)

(ある与党議員から何かヤジあり)、(それに対して)

とても大事な問題ですね。まあでも、もう終わります。

そして、百歩譲ってですね、今後出す時に、共産党も含めて「日本の固有」という事が蔓延している中であって、こういう意見書は、まあまあ出てきてしまうでしょう。

それを阻止する力は、私にはありません。

けれども、違う見解があるんだ、という事を言い続けたいし、出すなら出すでせめて、産経新聞とか月刊「正論」あたりにあるような、こんな粗雑な右翼強硬文書ではなくて、もう少しマシンな文章で、公明党と自民党その他も考えて、練って出していきたい、という事を注文付けまして、私の反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

【共産党：福田議員】

(骨子のみ紹介)

- 1:「**共産党の立場**」は、6月議会で述べた通り、
①日本の領有は歴史的にも国際法上も正当。
②正当性を国際社会と中国政府に理を尽くして主張せよ
③歴代政府が「領土問題不存」を繰り返すだけで、領有正当性を主張する努力を避けたのが大きな問題だ。
④「領土問題不存在」論をやめ、冷静で知性的な外交で堂々と主張し、解決を図れ。
- 2:中国の世論も納得させるよう、過去の侵略戦争に対する真剣な反省と共に、歴史的事実と国際的道理を冷静に説いて理解を得よ。

- 3:暴力行為は絶対に反対。
政府は中国国民に自省を促す対応を取り、在中国邦人・企業・日本大使館に万全の安全確保の措置を取れ



- 4:物理的対応の強化や軍事的対応は、解決の途を閉ざす危険な途。双方の自省を
- 5:公明党は、9/19に山口代表が対日デモの激化に対し「両国の経済的政治的な関係や東アジア安定の責任を考え、速やかに冷静に解決を導くべき」、「両国間のあらゆるパイプを使って信頼関係を再構築していく事が必要だ」と、冷静な対応を求めている。

公明党は千葉市議会や大阪市会ではこの意見書に反対したり文言修正させた。

- 6:本意見書は、「領土問題は存在しない」という立場に固執し、「警備体制や防衛強化を求める」もので、緊張関係に拍車をかけ、問題解決には全くつながらない
- 戸田注:●何たる空論!共産党はこれで中国国民を説得できた事があるのかい?!

4)「韓国大統領への抗議等意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の「自民党新政クラブ」中道議員の答弁(1)

●李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書

(当初議運への提案は、自民党新政クラブ)

【提出議員】平岡久美子・春田清子(公明党)、
土山重樹(自民党新政クラブ)、五味聖二(緑風クラブ)、
日高哲生(門真市民クラブ(民主党系))

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。

このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。

日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。

そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。

門真市議会は大統領としての資質が疑われるような、李大統領の一連の言動を看過することはできない。

政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は15日の光復節での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は、完全かつ最終的に解決されており、かつ人道上の措置も講じている。

そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていきたい」と不用意な発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、朝鮮王室儀軌の返還では韓国に対して過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。

また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を毀損する対応を続けた結果、韓国の行動は歯どめが効かなくなっている。

よって政府は、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯どめをかけるために、国際司法裁判所(ICJ)提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合の見直しを進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月26日

内閣総理大臣 各大臣宛

門真市議会

★戸田の質疑



14番、無所属・「革命21」の戸田です。
議会における「質疑」は、議場の中にいる人だけじゃなくて、議事録を通じて全市民に明らかにするということがありますので、一部、同じ様な趣旨と思えるかも分かりませんが、全く違った意見書でありますので、お聞き下さい。 質疑を行ないます。



質問の1:

市議会に上げる意見書では、言葉を厳密に使う見識が必要とされるのは言うまでもありません。

ましてや一国の大統領を非難するのであれば、なおのことです。

「言葉のいい加減さは思考のいい加減さの表出」と思わねばなりません。

さて、意見書ではのっけから「韓国の大統領が竹島に不法上陸した」と非難していますが、それは日本のどの法律にどのように違反するのでしょうか？ 提案者は見解を述べて下さい。

質問の2:

この意見書は「いわゆる『竹島』が日本固有の領土である」という認識が土台になっていますが、それは間違いであって、

独島(=いわゆる「竹島」)はもともと朝鮮領土であり、明治政府は韓国領と判断し、「日本の領土外」と宣言した島であります。

それを日露戦争という時局の中で戦略的に重要な島であると判断し、こっそり日本領へ編入したものであります。

それについての資料は、提案各派に先週末に配布しておきましたので、提案者達が「それでもやはり独島=竹島は日本固有の領土である」と自分で考えているのならば、私が示した論に反論すべきと思いますが、できますでしょうか？

まず、

- ・1886年発行の文部省検定歴史教科書「日本史要」の地図と本文に独島の表記がない事、
- ・1892年発行の「分邦詳密大日本地図」や1893年発行の文部省検定の地理付図「万国新地図」に収録された地図には、独島が韓国領と表示されたり、表記すらされていない事、

- ・1900年発行の文部省検定地理教科書「小学地理」の地図では台湾まで日本領土として赤く色が塗られたが、独島には何の表示もない事、
- ・1905年発行の「文部省著作」地理教科書「小学地理用新地図」の「大日本帝国全図」には、独島が日本領土と表示されていない事、

について、どのように反論されますか？

- ・日本には独島を日本領とする江戸時代の公文書や官撰地図は存在しない、

という指摘にはどのように反論されますか？

(2012年9月市議会)

4)「韓国大統領への抗議等意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の「自民党新政クラブ」中道議員の答弁(2)

(戸田質疑 続き) また、

・1877(明治10)年、明治政府の最高機関である太政官は、「日本海内竹島外一島を版図外とする」との指令を出しました。しかし今の外務省はひた隠しにしております、という指摘にはどのように反論されますか?



また、

・1905年の領土編入が、1877年の太政官指令に反するのみならず、他国の領土を自国へ編入するのは明らかに国際法違反だから、内密裡に処理され、政府はその決定を官報に公示せず、政府官報すら新名称である「竹島」の名を使用せずに「リアンコルド岩」という外国名を用いたほどであり、

わずかに島根県が独島を新発見地であるかのように装って、島根県告示第四十号で島の位置のみを明示し、「竹島と称し、本県所属隠岐島司の所管と定めらる」と布告のみだった。

そこでも旧島名の記述もなければ、領土編入という言葉すらなかった。

という指摘にはどのように反論されますか?

ちゃんとした反論が出来ないようであれば、自分で検証する事無しに、韓国朝鮮側の主張と照らし合わせる事無しに、「日本固有の領土だ、とみんなが言うから日本固有の領土だ」と信仰しているだけだとなりますが、そんな事で良いのでしょうか?

質問の3 :

従来、市議会で意見書採択する意見は、門真市民の生活や諸権利に直接影響する事柄がほとんどですが、この意見書は、影響するものでしょうか?

また、市議会で取り上げる意見書にふさわしいものでしょうか?

「国民として領土主権の保持が大切だ」と言うのであれば、先程述べたように、

- ・日本の首都東京を初め、至る所に外国軍隊が制空権を持って存在しており、
- ・また、日本の航空法で禁止で禁止されているオスプレイのような、ああいう形のものが、米軍には自由に使えるという事、
- ・アメリカの領土では住民の反対で中止になった飛行訓練が、日本では平気で実行されるというような事実、
- ・敗戦のドサクサで占領されて、国際法違反に外国軍の基地にされた所がいまだに外国軍基地にされているという事、
- ・ひとつの県丸ごとの民意が踏みにじられている、

その方が、よほど「国民的課題」ではないか?

そして、福島原発事故によって、膨大な領土と大気と海と食物が汚染され、最も少なくみても十数万人の人々が故郷を失っている、この「国土の危機」に対してこそ、意見を述べるべきではないでしょうか?

質問の4 :

「竹島問題」=いわゆる「独島問題」は、遺憾ながら当分冷却しそうになく、いろんな事件が今後も続きそうですが、何か事あるごとに全国の自治体議会で韓国を糾弾し、日本政府を弱腰だとして非難する意見書採択を続けていく事が、果たして良い事なのかどうか?

私はやはり、戦前の轍(てつ)を踏む危惧を感じます。

質問の5 :

韓国民衆に深刻な対日本不信を植え付けているのが、大日本帝国時代の「戦時性奴隷」=「従軍慰安婦」問題への日本の不誠実な対応であります。

1965年の日韓条約は、従米自民政権と従米反共のパクチョンヒ軍事独裁政権が結んだ反民衆の条約であって、しかも半島の北半分は全く無視しながら、「唯一正当な政府」と称して、従軍慰安婦問題は全く取り上げずに、勝手に「諸問題が完全かつ最終的に解決した」、とフタをしたに過ぎません。

この当時の韓国は、戒厳令下の、まさに恐怖政治の時代です。

その後、韓国民衆の多大な犠牲を払った反独裁・民主化運動が1993年について軍事政権を倒して民間人大統領を生んだ事と、日本人の認識の前進によって従軍慰安婦問題について日本政府がようやく半歩前進したのが、1993年の宮沢内閣での「従軍慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」、いわゆる「河野談話」でした。

この「河野談話」は、

- ・慰安所の設置は日本軍が要請し、直接・間接に関与したこと、
- ・慰安婦の募集については、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、
- ・更に、官憲等が直接これに加担したこともあったこと、
- ・慰安所の生活は強制的な状況の下で痛ましいものであった

とし、従軍慰安婦の存在を認めたものでした。



4)「韓国大統領への抗議等意見書」とそれへの戸田の質疑、及び提案者の「自民党新政クラブ」中道議員の答弁(3)

(戸田質疑、続き)

それ以後、現在までの19年間、1993年から今年2012年まで、

- ・宮澤内閣
- ・細川内閣
- ・羽田内閣
- ・村山内閣
- ・橋本内閣
- ・小渕内閣
- ・森内閣
- ・小泉内閣
- ・安倍内閣
- ・福田内閣
- ・麻生内閣
- ・鳩山内閣
- ・菅内閣
- ・野田内閣

の14内閣に渡って維持されてきたものであり、

それを自民党はもとより公明党、自由党、民主党、保守党、社民党、共産党、国民新党等々、全ての政党が支持してきたものであります。

ところが、この「日韓の最低限の和解のスタート措置」を、保守政党の要人達の多くが非難し、甚だしきは閣僚を辞めたとたんに罵り、従軍慰安婦の存在そのものも否定するという歴史偽造行為を、右翼・極右勢力と一緒に重ねてきた事が、韓国民衆に日本への不信と怒りを植え付けてきたのであります。

しかるに、この意見書ではそういった事への反省も、「河野談話」を尊重して前進させようとする姿勢も全くなき、まるで従軍慰安婦問題が解決済みで、韓国側がゴネているのが問題であるかのような歪曲をしております。

そこで意見書提案者に問いますが、

あなた方は、19年間14内閣に渡って維持され、あなたがたの政党も支持してきた「河野談話」を真摯に維持するつもりがあるのかどうか、

「河野談話」の毀損が日本の国際的地位を傷つけ、韓国朝鮮の人々とのあつれきを深めてしまうとは考えないのか？

ぜひ見解を述べて下さい。これで私の質疑を終わります。



【 答 弁 】 中道茂議員 (自民党新政クラブ)

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書についての戸田議員の質問について答弁をいたします。

初めに、

- ・「韓国の大統領が竹島に不法上陸した。」と非難しているが、それは日本のどの法律にどのように違反するのか？
 - ・韓国の首相が上陸する事を「不法行為」として非難する事が、法律的に、妥当な事か？
- についてであります。

竹島は日本固有の領土であるという考えである以上、韓国の大統領であれ出入国管理法上、不法入国であり上陸は不法上陸であると考える。

次に、

- ・戦略的に重要な島であると判断し、こっそり日本領へ編入したものである。
 - ・それについての資料を提案各派に先週末に配布しておいたので、提案者達が「それでもやはり竹島は日本固有の領土である」と自分で考えているのなら、私が示した論に反論すべきだが、ちゃんと反論できるか？
- についてであります。

この竹島問題については、個々の考え方、思想の違いがあり、戸田議員が示された論に考えます。

次に、

- ・竹島が日本領土と表示されていない事、について、どのように反論するのか？
 - ・日本には竹島を日本領土とする江戸時代の公文書や官撰地図は存在しない、という指摘にはどのように反論するのか？
- についてであります。

膨大な資料の提示であり、未だ調査しておらず反論することは、ないと考えます。

しかしながら離島の中には、必ずしも正確な測量がされず、名前も付けられていない無人島がある。

次に、

- ・1877(明治10年)年、明治政府の最高機関である太政官(だじょうかん)は「日本海内竹島、外一島を版図外とする」との指令を出した。しかし今の外務省はひた隠しにしている、という指摘にどのように反論するのか？
- についてであります。

日本と韓国の間で領有権争いがある竹島について、その争点の一つとされる「竹島外一島」の意味する島について領有権の解釈から問題になっている。

鬱陵島(ウルルンド)は江戸時代までの日本で竹島と呼ばれていたため、韓国はこの一文の「竹島」が鬱陵島で「外一島」が現在の竹島と解釈し、日本で発せられたこの指令は現在の竹島を朝鮮領と認めている証拠であるとしている。

しかし当時の日本の地図は島名が輻輳(ふくそう)し鬱陵島が松島となっているため、日本ではこの「竹島外一島」は鬱陵島と現在の竹島を意味しないと主張している。

(次項に続く)

4)「韓国大統領への抗議等意見書」とそれへの戸田の質疑、
及び提案者の「自民党新政クラブ」中道議員の答弁(4)

(中道議員答弁、続き) 次に、

- ・島根県告示第40号で島の位置のみを明示し、「竹島と称し、本県所属隠岐島の所管と定める。」と布告のみだった。
 - ・そこでも旧島名の記述もなければ、領土編入という言葉すらなかった。
- という指摘にはどのように反論するか？

- ・ちゃんと反論が出来ないようであれば、自分で検証すること無しに、「日本固有の領土だ、と みんなが言うから日本固有の領土だ」と信仰しているだけとなるが、そんな事で良いのか？
- についてであります。

1905年に日本は、閣議決定によって竹島を島根に編入し、島根県による竹島の実効支配が開始された。韓国では、この閣議決定及び実効支配の一連のプロセスについて「江戸時代からの固有の領土」と矛盾するものとして主張をしていることは、認識している。竹島は日本固有の領土である。

次に、

- ・従来、市議会で意見書採択する案件は、門真市民の生活や諸権利に直接影響する事柄がほとんどであったが、この意見書の案件は門真市民の生活や諸権利に直接影響する事柄か？
- ・市議会で取り上げられる意見書にふさわしくないのではないか？

市民の皆さんにおかれましても、こうした領土問題等の諸問題に関する基本的な事実関係を広く共有していただきたいと願っている。

次に、

- ・敗戦のドサクサで占領されて国際法に違反して外国軍の基地にされた所がまだに外国軍基地として使われていて、ひとつの県丸ごとの民意が踏みにじられたままである事への抗議の方がよほど重大な「国民的課題」ではないか？
- ・また、福島原発事故が収拾せず、十万人の人々が故郷に住めなくなったままであり、膨大な面積の国土と大気、海や植物が放射能汚染の危機にさらされている事への抗議と対策要求の方がよほど緊急重要事ではないか？

についてであります。

私は、日本の国益を守るために主張すべきは主張をし、進めるべきことは肅々と進めてまいりたいと認識している。

次に、

- ・何か事あるごとに全国の自治体議会で韓国を糾弾し、日本政府を弱腰だとして非難する意見書採択を続けていく事が果たして良い事なのか？
- ・事件が起こるたびに地方議会で「韓国糾弾、日本政府の弱腰糾弾」の意見書を書き上げていく事は、大日本帝国時代の日本悪しき轍(てつ)を踏む事になる事を私は危惧

するが、みなさんはどう考えているのか？
についてであります。

国家の基本である領土問題に毅然(きぜん)とした姿勢をとれない国は他国から信頼されない。

領土問題への対応は「国家の覚悟」が問われているのである。

次に、

- ・あなた方は、19年間14内閣に渡って維持され、あなたがたの政党も支持してきた「河野談話」を真摯に維持するつもりがあるのかどうか、
- ・「河野談話」の毀損が日本の国際的地位を傷つけ、韓国、朝鮮の人々とのあつれきを深めてしまうとは考えないのか？

についてであります。

旧日本軍の従軍慰安婦問題に関する1993年の河野洋平官房長官談話については、認識しているが、河野談話が未来永劫、維持できるのかの判断は難しいと考える。

従軍慰安婦、竹島、尖閣、北方4島の問題は、それぞれ状況も歴史的な経緯も異なるので、竹島問題は竹島問題として韓国側ときちんと対応して行くことが不可欠だと



14番、無所属・
「革命21」の戸田です。

まず中道さんの答弁、土山さんよりもさらに詳しく調べて、いろいろ言っていた。その姿勢にまず敬意を表し、お礼します。

ま、言っている事には賛同できませんけれども、こういう議論はしっかりそれぞれ調べて、議会で行なわれるという事は大きな前進だと思います。

井上さん(注:共産党議員)の討論も、「固有の領土」論以外の部分は、大変レベルの高いものだったと思います。

さて、私の方はこの意見書の採択に反対する立場から意見を述べていきますが、私自身は李明博(イ ミョンバク)大統領の行動には同意出来ません。

動機が不純である。

国内でも既に批判がされているわけです。

李明博(イ ミョンバク)大統領自体は、元々ビジネスマンで、反共、親米、新自由主義者、日本にも追従(ついしょう)的。

そしてこういう方が、大統領任期の最後になってからに人気取りとして、こういう事を行なったと、見なさざるを得ません。

しかしながら、ここで出されている主張、「独島は韓国のものである」、「天皇は謝罪すべきである」、という主張そのものは、韓国国民の多くの共通の理解と言ってもよいと考えます。

注目すべきは、反共・親米・保守の支配層にまでも、こういう声広がってきた、という事の反映であります。

(次項に続く)

5)「韓国大統領への抗議等意見書」への戸田の反対討論(2)

6) 共産党の「反対」討論

(戸田の反対討論 続き) 日韓条約時代には、まさに考えられなかった事が、韓国全体の民主化運動の進展の中で、保守層にも影響を及ぼしたという事を注目するべきでしょう。



そして、この問題となっている「1905 年前後」というのは、
どういう時代であったのか？

まさに日露戦争が行なわれ、日本海大決戦が行なわれ、ロシア艦隊がその近くを通過に行くという「戦略的重要性」が～これは日本にとってですよ～、認識されるという、こういう時代でありました。

これが日露戦争の中で行なわれて、侵略植民地化のひとつまでであった事は否定できないと思います。

- ・ 1904 年 8 月には、日本と韓国との間で「第 1 次日韓協約」が結ばれて、この協約で、
「財務に関する事項」は全て日本人側の財政顧問の意見に従う事、
「外交に関する事項」は全て日本政府の推薦する外国人顧問の意見に従う事
「重要な外交案件」はあらかじめ日本政府と協議する事を韓国政府は強制されました。

- ・ そして 1905 年 11 月の「第 2 次日韓協約」では韓国統監府の設置が決められ、外交・内政全般にわたり日本の支配権が確立されて、
韓国は日本の「保護国」となりました。

- ・ そして 1907 年の「第 3 次日韓協約」を経て、
・ 1910 年の「韓国併合」へと一瀉千里に突き進み、
日本の植民地になります。



このような状況で行われた、日本のいわゆる竹島領有に対して、当時の韓国が抵抗する手段を奪われていった事は明白です。

- そして日本の敗戦後、
・ 1946 年 1 月 29 日の GHQ の訓令 677 号で、いわゆる竹島は「日本から除外される地域」に指定されました。
・ また、最初の「対日講和条約」の草案の中でも、いわゆる竹島は朝鮮領に含められていました。
これは連合国が当時そういう認識持っていたという事を示します。

しかし、何かの変化があって、1951 年に調印された「サンフランシスコ講和条約」ではいわゆる竹島は「日本領」とされました。ここに「片面講話」＝アメリカの意向、というのが強く働いたであろう事は優に想像できます。

これに対して、同条約が発効する 1952 年 4 月 28 日の直前に、韓国の李承晩＝イ スンマン政権は、いわゆる「李ライン」の設置を宣言し、いわゆる竹島が韓国領である事を主張し、現在に至っています。

この時の李承晩独裁政権が、なぜこういう行動に出たのか？

それは李承晩政権が、いわゆる「対日協力者」を中心とした政権であり、アメリカと日本に尻尾を振る政権であって、正当性が薄い事の、カムフラージュとして日本の対して強い対応に出る、という行動であったと、私は考えます。

このような経過において、「正当な領有権」を語る事は到底出来ない、という事をまず指摘しておきます。

そして従軍慰安婦問題については、この意見書における非常に反動的な姿勢には強く反対します。

質疑の中でも言ったように、19 年間、歴代 14 内閣が、かろうじて「半歩前進」として進めた事を全部ブチ壊してしまう、まさに日本の国際的信用を自らブチ壊すという事に等しい、という事に本当に気が付いていただきたい。

そういう事を述べまして、私の反対論といたします。
どうもありがとうございました。

【共産党：井上まり子議員】

(音声データから骨子を紹介)

◎日本軍慰安婦問題について：

- ・ 「1965 年の日韓条約で従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は、完全かつ最終的に解決済み」との意見書は全く間違いだ。
- ・ 国連の各委員会や ILO が日本政府に「加害者の訴追、謝罪と補償を求める勧告」を幾度も出し、米蘭加の 3 カ国と EU の議会在が謝罪や補償を求める決議を上げている
これは戦時下における性暴力を繰り返さない努力を続ける国際社会の日本政府への批判を示す。



- ・ 日本政府の不作為と不誠実が日韓関係を悪化させたのに、この意見書は事実から全くかけ離れ、慰安婦被害者の尊厳を傷つけ、日本国内の排外主義を煽る有害なもの。

◎朝鮮王室儀軌の返還に関して

- ・ 韓国が求めたもの以外でも、侵略で奪ったものはキチンと返すというのが筋というものだ。

◎竹島の領有問題について

- ・ 竹島の日本の領有権の主張には歴史的にも、国際法的にも明確な根拠がある。竹島は日本のもの。
- ・ 1905 年、アシカ漁に従事していた沖の島の中井ヨウザブロウ氏から「10 年間の貸し下げ」が出されたのを受け、日本政府が同年閣議決定で、日本領・島根県に編入した。
- ・ 竹島編入と日本が韓国を植民地にした時期が重なっているという問題があるが、それでも日本領だ。

- ・ 竹島の問題は日韓両政府の冷静な話し合いのテーブルが無い事だ。話し合いのテーブルを作るには、日本が過去の植民地支配の不法性と誤りを認める事が不可欠だ。

- ・ その上で、歴史的事実と国際的な道理に基づき冷静な外交交渉で解決を図るべきだ。

◎天皇への謝罪要求について

- ・ 憲法上政治的権能を持っていない戦後の天皇に植民地支配の謝罪を求める事自体が間違い。植民地統治時代の独立運動家への謝罪を求めるなら日本政府にすべき。

(2012年6月市議会)

7)「尖閣諸島の実効支配推進意見書」と戸田の反対討論(1)

●尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

(当初議運への提案は、自民党新政クラブ)
 【提出議員】平岡久美子・春田清子(公明党)、
 土山重樹(自民党新政クラブ)、
 吉水 文晴(緑風クラブ)、
 日高哲生・田伏 幹夫
 (門真市民クラブ(民主党系))

尖閣諸島は我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。

このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって政府は、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

記

- 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
- 2 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。
- 3 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用の係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

門真市議会

内閣総理大臣
 文部科学大臣
 厚生労働大臣 各あて
 経済産業大臣
 国土交通大臣



【戸田の反対討論】

14番、無所属・「革命21」の戸田です。
 反対の立場から討論いたします。
 今の共産党の討論程度の時間で行いますので、
 よろしくお聞きください。



さて、この意見書の共産党も含めて全ての前提になっているのは、いわゆる「尖閣諸島は日本固有の領土であるという認識」から全て始まっております。

しかし、私はそれは間違いであると考えます。

恐らく今の日本のいわゆる世論の95%以上が、「そんなもの当たり前じゃないか、考えるまでもない」というふうになっている中で、私が今から述べる事は、見た事も聞いた事もないと感じる方がほとんどかと思いますが、一遍は耳を傾けてください。

さて、井上清さんという2001年に87歳で亡くなった日本の近代史研究の第一人者がおります。

この方は、67年に共産党を除名された人でもありますが、1972年に「尖閣列島——釣魚諸島の史的解明」という非常に長文を発表しまして、日本の尖閣諸島領有は国際法的に無効であると主張しております。

この説には非常に説得力があり、私も賛同しております。

項目的に述べますと、

- ・日本政府は故意に歴史を無視している。
- ・釣魚(ちょうぎょ)諸島は、明の時代から中国領として知られている。
- ・清の時代の記録も中国領と確認している。
- ・日本の先覚者も中国領と明記している。
- ・「無主地先占」の法理はここでは成り立たない。
- ・琉球人と釣魚諸島との関係は浅かった。
- ・いわゆる尖閣列島は、島名も区域も一定していない。
- ・日清戦争で日本は琉球の独占を確定した。
- ・天皇政府は——戦前の日本ですね——釣魚諸島略奪の好機を9年間うかがい続けた。
- ・日清戦争で釣魚諸島はひそかに盗み、台湾は公然と奪った。
- ・日本の尖閣列島領有は国際法的にも無効である

などが実証的に述べられておりますが、少し肉づけていきますと、

1、「尖閣諸島」という名前そのものが、日本固有の領土論のたらしめさを表現している。

この名前が付けられたのは、1895年に尖閣諸島の日本領有が閣議決定されてから5年も経った1900年のことだった。

それは当時の日本海軍の模範であった英国海軍が、「ピナクルアイランズ」——とがった塔ですね、「尖塔」、とがった岩の島という名称を直訳したものであります。

この「尖塔」というのをやや重々しく「尖閣」に言いかえたに過ぎない。

これに対して釣魚(ちょうぎょ)諸島は、明の時代から中国領として「釣魚台」あるいは「釣魚嶼」——「島の小さな岩」という意味の「嶼(しょ)」ですね、「黄尾嶼(こうびしょ)、赤尾嶼(せきびしょ)などの名前でも知られており、当時中国沿岸を荒らし回っていた倭寇に対する海上の防衛区域に含まれ、沿海防衛のための地図にも記載されていた。(次項に続く)

(2012年6月市議会)

7)「尖閣諸島の実効支配推進意見書」と戸田の反対討論(2)

(戸田の反対討論 続き) 日本政府やマスコミが主張する国際法上の無主地先占の法理からすれば、釣魚諸島を最初に発見し、命名した中国に領有権が生ずる。

しかも、明政府は、これらの諸島を海上防衛の区域に定めていた。

たとえ無人島であったとしても、今日の言葉で言えば実効支配が確立していた。

2、1874年に台湾出兵を行った大日本帝国は、台湾侵略の足がかりとして釣魚諸島の略奪をねらっていた。

1885年、内務卿山県有朋は、たとえ中国側の記録——「中山伝信録」というものですね——に記録された島々であっても、すなわち「中国領であっても、宮古や八重山に近い無人島なのだから日本のものにしてしまっ構わないだろう」と主張して、外務卿の井上馨に打診していた。

これに対して井上は、清国での反日世論を考慮して慎重論を唱え、結局山県と井上は連名で沖縄県に対して、「直ちに国標——国の標識ですね——を建設する必要はない」と指令している。

そして、日清戦争での日本の勝利が確実になった1894年末になって、内務省は外務省に秘密文書で

「釣魚諸島を沖縄県所轄として国標を建てることについて閣議決定すること」を申し入れ、

翌1895年1月14日に閣議決定が行われた。

しかし、この閣議決定は非公開で、公開されたのは55年も後の1950年になってからであった。

3、釣魚諸島は、どんな条約にもよらず、戦争に勝利したどさくさに紛れて盗み取ったものである。

1895年の閣議決定は公表されなかったし、釣魚諸島を日本領に編入するという公示が出されたわけでもなかった。

国標も建てられたわけでもなかったし、講和条約の議題として日本が持ち出したわけでもなかった。

敗戦した清国が、自分の知らない所で秘密裏に行われた釣魚諸島強奪に抗議する事などできるはずがなかった。

4、大日本帝国は、第二次大戦降伏後の領土問題について、

「カイロ宣言の条項は実行される」と明記したポツダム宣言を受け入れて無条件降伏した。

カイロ宣言は、「満州、台湾、澎湖諸島など日本が中国から奪った全ての地域を返還する」と規定している。

また、サンフランシスコ講和会議には中国代表は招請されてさえおらず、従って講和条約は中国を拘束せず、中国と日本の領土問題はその後積み残されたのである。

5、秘密裏に盗み取ったため、釣魚諸島がいつから沖縄県の管轄になったかも不明のままである。

日本側は、1895年の閣議決定を経て、翌年4月1日の勅令第13号で日本領となったと主張しているが、これもデタラメである。

沖縄県の編成について記されたその勅令には、久米島や慶良間諸島、八重山諸島等々については書かれていても、釣魚島(ちょうぎょとう)——魚釣島(うおつりしま)ですね、釣魚島の日本名も、久場島(くばじま)——黄尾嶼(せきびしょ)の日本名も全く出てこないし、もちろん尖閣列島などという名前も出てこない。

そもそも先ほど言ったように尖閣列島なる英語から直訳された名前がつけられたのが1900年です。

(「簡単に言うて」と呼ぶ者あり) 戸田:(共産党と)同じ時間です。

このように、釣魚諸島が中国の領土であるということは、歴史的にも国際法的にも動かしがたい事実である、ということ井上清さんが1972年に書いて、それを覆すような主張は、私の知るところではないと考えます。

侵略した側である日本の労働者人民が、日本帝国主義の侵略と不法な占領をあたかも当然であるかのように認めているようでは、真の国際的民衆連帯は築けません。

私自身は、革命左翼の矜持にかけて、釣魚諸島が日本の領土だという論にも、それを土台とした政策にも反対を続けます。

たとえ右翼などから激しい攻撃があっても、私はこの信念を変えることはありません。

以上を表明して、私の反対討論といたします。



8)「尖閣諸島支配意見書」への共産党の「反対」討論

【 共産党：井上議員の「反対」討論 】

13番井上まり子です。日本共産党議員団を代表して、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書案について反対の立場から討論します。

尖閣諸島の問題は、東アジアの平和と安全、日本と近隣諸国との友好関係にとって解決しなければならない極めて重要な外交問題ですが、日本の外交のお粗末ぶりを示す事案となっています。

日本共産党は、尖閣諸島が日本固有の領土であることを1972年、今から40年前に見解を発表しています。

日本の領有には、歴史的にも国際法上も明確な根拠があることを明らかにしています。

我が党が尖閣諸島が日本固有の領土であると主張している明確な理由ですが、

- ・尖閣諸島の存在は、古くから日本にも中国にも知られていましたが、いずれの国の住民も定住したことの無い無人島でした。
- ・1895年1月14日の閣議決定によって日本領に編入されたのが、歴史的には最初の領有行為です。それ以来日本の領有支配が続いています。
- ・所有者のいない土地に対しては、国際法上、先に占有していた「先占に基づく取得」及び実効支配が認められています。
- ・日本の領有に対して1895年から1970年代に至る75年間、外国から異議が唱えられたことは一度もなく、中国も沈黙していました。

このような歴史の事実に基づいて、日本共産党は、日本の領有は国際法の要件に十分に合致していて、極めて正当なものと主張してきました。

日本固有の領土にもかかわらず、なぜ今日のような事態を招いてしまっているのか。

それは、歴代の政府が日本の尖閣諸島領有の正当性を世界に対しても中国に対しても主張してこなかった、これが最大の問題点であることは明らかです。

解決の道はどこにあるのでしょうか。

人類は、20世紀の2度の世界大戦を経て、領土を含む国際紛争の解決は平和的手段によらなければならないという大原則をうたってきました。

日本共産党は、まさにこの大原則に沿った方向以外に解決の道はないと考えます。

力の政策、軍事的な対応を振りかざすことは、国内的には勇ましく見えるかもしれませんが、しかし、この問題の本質的な解決をさらに困難にすることになるのではないのでしょうか。

そうした対応は、日本の正当性を覆い隠すことになるものです。

国際社会に日本領有の正当性への理解が広がらなければ、ここまでエスカレートしてきている事態を解決に向かわせることなど不可能であります。

本意見書案では、領域警備に関する必要な法整備、つまり自衛隊が出動できるように、もしくは常駐できるようにしてはということ、軍事的な対応を求めています。

世界がこの問題を日中「どっちもどっち」というぐらいにしか捉えていない中でそんな事をすれば、事態はさらにエスカレートするでしょう。

中国国内の対日感情も悪化します。

そうなれば、進出している日本企業も貿易も交流事業も深刻な事態になるでしょう。

一昨年の中国漁船の事件で政府は、最大の貿易国である中国との戦略的互惠関係をおもんぱかってのことですが、逮捕した中国人船長を釈放するという対応をしました。

今後こうした事態の繰り返しの危惧があります。

国際世論を味方につける方策こそ重要と考えます。

日本の正当性を世界が理解するまで主張し続ける。

道理は日本にあるのですから、自信を持ってさまざまな場面で堂々と訴え続ける。

中国が、この問題で突っ張ることが国際社会での孤立を招き、国益にもそぐわないと思わせるところまで国際世論を作っていく、その外交努力こそ解決の方向性であることを述べ、本意見書案には同意できません。以上を述べて、討論といたします。(拍手)



宮本顕治体制の下、60年安保闘争の頃には反動的右旋回路線を始めていた日本共産党は60年代後半の世界的大激動期(日本では全共闘時代)にはすっかり「議会主義偏重・革命抑止秩序派」としての姿を露わにし、選挙目当ての「愛国共産党」路線をどんどん深めていった。

領土問題での主張などはその典型で、60年代後半以降、年ごとに「領土愛国路線」への傾斜を強め、70年代には「領土問題を最も断固として主張するのは日本共産党です!」と言うまでに転向していったのである。(「プロレタリア国際主義」から「ブルジョア愛国主義」への迎合)

「北方領土」問題に至っては「他党は北方4島返還要求のみだが、共産党は全千島返還を要求してます!」というウルトラな主張で「愛国の党」を打ち出している。

共産党が「我が党は1972年に尖閣諸島は日本領土だとの見解を出してます」とか「我が党は1977年に竹島は日本の領土だとの見解を出してます」と言うのは、

「それ以前には違った主張をしました」という事実を隠蔽し、また「なぜそれまでの見解を変えたのか?」、という

「総括無き路線変更」を誤魔化すものである。

(2012年6月市議会)

9)「拉致問題早期解決意見書」と戸田の反対討論

●北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を 求める意見書

(当初議運への提案は、自民党新政クラブ)

【提出議員】平岡久美子・春田清子(公明党)、
土山重樹(自民党新政クラブ)、
吉水 丈晴(緑風クラブ)、
日高哲生・田伏 幹夫
(門真市民クラブ(民主党系))

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。

しかし、そのとき以降、5人の被害者家族の帰還以外、全く進展はない。

北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。

それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。

このことは政府も認めている事実だ。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死んだ。

北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。

その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。

金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。

混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもない。

よって政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

門真市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 各あて
経済産業大臣
国土交通大臣

【戸田の反対討論】



14番、無所属・「革命21」の戸田です。
本意見書案に反対の立場から討論いたします。

この意見書が力づく一辺倒であるというふうな事については、共産党の指摘の通りです。

また、強硬論ばかりを主張しておりますが、じゃあ強硬論一辺倒でやったこの10年間、どんな成果があったのかという事の捉え返しもない。

そして、拉致者返還運動という事に一緒になって、今度は国内の在日韓国人・朝鮮人への差別運動がどんどんと進められてきたこの嘆かわしい事態について、「坊主憎けりやけさまで憎い」論的に進められている「憎悪の政治」という事にも危惧を覚えます。

しかし、この意見書は、実はそういうふうな事を考える以前に、「この意見書の文案が市議会という公の機関で論議するにまともな事か」、という事をぜひお考えいただきたいんですね。

私は、拉致被害者の救援のために政府が頑張れと、柔軟にあらゆる手段をとって頑張れというふうな事であれば、もう大いにこれは賛成いたします。

しかしながら、特にこの今般の意見書は、例えば公の機関で採択してくれという文章で、相手の肩書もつけない「金正日」。これは「総書記」とか、「国防委員長」とか、何らかの肩書はつけるべきでしょう。

それから、ここの中段のほうにあります「北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった」とか、「後継金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る」とか、何かそこら辺の安手の週刊誌に書いているような推測記事ですけども、この市議会でこういうふうな推測を公的機関の認識としてしまっているのでしょうか。

また、「救出の好機となり得る」とか、そういうふうな形で、一部の右翼、軍事オタクで行なわれているような、北朝鮮に特殊部隊を送り込んで拉致被害者を救出するんだ、というふうな事を想起させられますけれども、そんな事は実現不可能であるし、一兵たりとも送ったら大問題になるという事は、もう判りきった事です。

ですから、市議会に出すに当たって、こういうはっきり言うレベルの低いアジビラなんですよ、これは。

最初がそうであっても、良識ある保守たることを自認しておられる自民党新政クラブの方々には、上からこういうものが降りて来ても、このアジビラ程度のやつは練り直して、強硬論は強硬論で結構ですけども、それぞれ賛否議論すればいいんですが、少なくとも議会という場所に出すのにふさわしい、恥ずかしくない文章に少し訂正していただきたいかったですね。ほかの方々もそうです。

私自身の責任でいえば、自分の質問準備のほうで本当に手いっぱいになって、これについて皆さんに懇切丁寧に「こちらはおかしいですよ」という事を言うて回ることができませんでした。それについては力不足を反省いたします。

このような文面の意見書が市議会で採択されるというのは、私は議員として大変に恥ずかしい思いです。

その事を述べて、反対討論いたします。(拍手)

(2012年6月市議会)

10)「拉致問題早期解決意見書」への共産党の反対討論

【 共産党：亀井議員 】



22番亀井淳でございます。北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案について、反対の立場から討論を行います。

今回上程された意見書に「金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない」、「混乱事態に備えた対策も早急に検討」など、力づくで物事を押し通す姿勢、いたずらに緊張関係をもたらす記述などが貫かれた内容になっています。

我が党は、北朝鮮に対して、国際社会が一致した対応をとること、非軍事・外交的手段に徹するという二つの原則が大事であると考えています。

これまでから日本共産党は、北朝鮮による日本人拉致を初め、北朝鮮とのさまざまな問題について積極的な役割を果たしてまいりました。

1988年、我が党の橋本敦参議院議員の質問に対して、一連の行方不明者が北朝鮮による拉致と考えられるとの政府見解を初めて引き出しました。

1998年秋、北朝鮮によるテポドンミサイル発射という事態が起きた後、衆議院本会議で、日朝に交渉ルートが存在していないまま軍事的対応の悪循環が進んでいるのは問題という立場から、正式の対話と交渉のルートを確立すべきと主張し、その中で拉致問題を含めて双方のあらゆる問題をきっちりと解決することを提案いたしました。

その後、村山元首相が日本共産党にも積極的に働きかけ、超党派の議員団を北朝鮮に送り、政府間の交渉の糸口が開かれました。それが2002年の小泉首相の訪朝と日朝平壤宣言につながりました。

日朝平壤宣言は、核兵器、ミサイル、拉致、過去の清算など両国間の諸懸案を包括的に解決して国交正常化を図るという外交的解決のロードマップとして、極めて重要な意義を持つものとなりました。

さらに、6カ国協議という枠組みが進展し、2005年の6カ国協議の共同声明は、朝鮮半島の非核化を初めとする諸問題の平和的解決を確認するなど重要な前進をつくりました。

その中には、米朝国交正常化、日朝国交正常化への努力も位置づけられました。

そして、北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力がうたわれました。

その後、北朝鮮による核実験、本年4月13日、弾道ミサイル技術を利用した発射の中止を求めた国連安保理決議に違反する行為など、さまざまな複雑な逆流が起こっていることは事実であります。

しかし、今後を考える上で、北朝鮮指導部が宣言や共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての道を進ませるための外交的努力に力を尽くすことが大切です。

そのために、国際社会が一致して足並みをそろえた対応をとることで、北朝鮮によるこれ以上の地域の緊張を高める行動を抑える力としていくべきです。

重ねて非軍事、外交手段に徹し対応すべきことを述べて、討論を終わります。(拍手)

11)参考メール:共産党のダメさの解説と共産党への質疑案(1)

Bさんへ。共産党の領土論への戸田からの批判を伝えます。そちらでも使える部分があると思いますよ。

宮本顕治体制の下、60年安保闘争の頃には反動的右旋回路線を始めていた日本共産党は、60年代後半の世界的大激動期(日本では全共闘時代)にはすっかり「議会主義偏重・革命抑止秩序派」としての姿を露わにし、選挙目当ての「愛国共産党」路線をどんどん深めていった。

領土問題での主張などはその典型で、60年代後半以降、年ごとに「領土愛国路線」への傾斜を強め、70年代には「領土問題を最も断固として主張するのは日本共産党です!」と言うまでに転向していったのである。

(「プロレタリア国際主義」から「ブルジョア愛国主義」への迎合)

「北方領土」問題に至っては「他党は北方4島返還要求のみだが、共産党は全千島返還を要求しています!」というウルトラな主張で「愛国の党」を打ち出している。

共産党が「我が党は1972年に尖閣諸島は日本領土だとの見解を出しています」(キリッ)とか、「我が党は1977年に竹島は日本の領土だとの見解を出しています」(キリッ)と言うのは、「それ以前には違った主張をしてました」という事実を隠蔽し、また「なぜそれまでの見解を変えたのか?」、「それまでの見解のどこに誤りがあったと認識しているのか?」、という「総括無き路線変更」を諷刺したものである。(戸田へ続く)



11)参考メール:共産党のダメさの解説と共産党への質疑案(2)

(続き) 釣魚(ちょうぎょ)諸島問題=いわゆる尖閣諸島問題で言えば、1960年代半ばから中国共産党の毛沢東文革路線との対決が厳しくなるに従って認識を変え、1972年の日中国交正常化で「尖閣問題棚上げ=日本が実効支配を続ける事を中国が黙認する」形になった事への対抗として「自民党政府は弱腰だ!尖閣諸島は日本の領土だ」という見解を出したのである。

戸田の指摘と較べて共産党の「日本の領土だ」論が粗雑な愚論である事は明らかだが、共産党はこういう誤った「尖閣は日本の領土だ」論の立った上で、「しかし力の政策には反対だ」という「反対討論」を行なった。

戸田の「釣魚諸島はどんな条約にもよらず、日清戦争に勝利したどさくさに紛れて中国から盗み取ったものだ」論を初めて知って驚いた共産党議員達の中には、「そんな話は初めて聞いた。共産党の大阪府委員会に問い合わせる」と言った議員もいたが、結局は「とにかく日本共産党は正しい!」という事に丸め込まれていくのだろう。

前置きが長くなりましたが、「共産党への質疑」案を以下に示します。共産党が「尖閣は日本の領土だ!」的な意見初案を出してきた場合には、これを参考にして、ぜひ「質疑」をかましてやって下さい。

<領土問題での共産党への質疑(案)>

↓↓↓

Q1:「日本共産党は、尖閣諸島が日本固有の領土であることを1972年、今から40年前に見解を公表しています。」と自賛するが、それ以前は違う見解を取っていたのではないかと?

「戦前から続いている唯一の革新政党」として戦後国会に進出していながら、釣魚諸島問題=いわゆる尖閣諸島問題について、何の見解も持っていなかったと言うのか?

1960年代の中盤以降、「70年代の遅くない時期に民主連合政府を樹立する」と大々的に宣伝していたのに、1972年に「見解」を出すまで、釣魚諸島問題に対して何も意見を持っていなかったと言うのか?

1972年に「見解」を出以前は、釣魚諸島問題=いわゆる尖閣諸島問題について見解を持っていたのか、いなかったのか、回答されたい。



Q2:1972年以前に「見解」を持っていたとしたら、その内容が不適切だと考えたから、「1972年の見解を出した」はずである。では、どういう点を不適切だと考えて「1972年の見解」に至ったのか?

「過去に目をふさぐ者は現在に責任を持たず、未来を見通す事も出来ない」という有名な警句がある。

過去に取った自分らの政策や見解を隠蔽する政党であっては、到底信用する事が出来ないが、共産党の場合、えてしてそういう部分があるのではないかと、私は危惧しているのだが、どうだろうか?

共産党は、1972年以前に持っていた見解のどこがどのように不適切だと判断して「1972年の見解」に至ったのか、はっきり回答されたい。

Q3:(1885年=明治18年、1895年=明治28年、1905年=明治38年)

以下の明治時代の政府高官の上申書等の文書は、日本政府側が釣魚諸島を中国=清国の領土だとまぎれもなく認識していた証拠だと思うが、共産党はどう考えるのか?

文書の詳細は〇〇日に共産党側に手渡しておいたが、

- 1)1885年=明治18年に沖縄県令が内務省の伯爵:山県有朋に送った上申書では、要約すると、「尖閣諸島は大東島などとは違い、清国も熟知していて名前も与えている島々であるため、領有宣言などすると紛争が起こるのではないかと危惧している。」と書かれている。

原文:抑も久米赤島、久場島及び魚釣島は、古来本県に於て称する所の名にして、しかも本県所轄の久米、宮古、八重山等の群島に接近したる無人の島嶼に付、沖縄県下に属せらるるも、敢て故障これ有る間敷と存ぜられ候へども、過日御届け及び候大東島(本県と小笠原島の間にあり)とは地勢相違し、中山博信録に記載せる魚釣台、黄尾嶼、赤尾嶼と同一なるものにこれ無きやの疑いなき能はず。

果して同一なるときは、既に清国も旧中山王を冊封する使船の詳悉せるのみならず、それぞれ名称をも付し、琉球航海の目標と為せしこと明らかなり。

依って今回の大東島同様、踏査直ちに国標取建て候も如何と懸念仕候間、来る十月中旬、両先島(宮古、八重山)へ向け出帆の雇ひ汽船出雲丸の帰便を以て、取り敢へず実地踏査、お届けに及ぶべく候条、国標取建等の儀、なほ御指揮を請けたく、此段兼て申上候也

明治十八年九月二十二日 沖縄県令 西村捨三
内務卿伯爵 山県有朋殿



- 2)この上申を受けた内務卿山県有朋は外務卿井上薫に相談した。

これを受けて外務卿井上薫は、1885年=明治18年の翌10月に、内務卿山県有朋に送った意見書の中で、分かりやすく言うと、清国との関係を懸念し、「少なくとも当面、公然と国標を建てるのは避けるべき」と意見している。
(次項に続く)

11)参考メール:共産党のダメさの解説と共産党への質疑案(3)

(続き) その上、「調査はバレないようにこっそりやれ」、とまでアドバイスしている。
この意見書を受けて、山県も領土編入は見合わせることにしたのである。

原文：沖繩県と清国福州との間に散在せる無人島、久米赤島他二島、沖繩県に於て実地踏査の上国標建設の儀、本月九日付甲八十三号を以て御協議の趣、熟考致し候処、右島嶼への儀は清国福国境にも接近致候。

さきに踏査を遂げ候大東島に比すれば、周囲も小さき趣に相見へ、殊に清国には其島名を附しこれ有り候に就ては、近時、清国新聞紙等にも、我政府に於て台湾近傍清国処置の島嶼を占拠せし等の風説を掲載し、我国に対してさいぎ抱き、しきりに情政府の注意を促がし候ものこれ有る際に付、此際にわかひ公然国標を建設する等の処置これ有り候ては清国の疑惑を招き候間、さしむき実地を踏査せしめ、港湾の形状並びに土地物産開拓見込みの有無を詳細報告せしむるのみに止め、国標を建て開拓等に着手するは、他日の機会に譲り候方然るべしと存じ候。

且つさきに踏査せし大東島の事並に今回踏査の事とも、官報並に新聞紙に掲載相成らざる方、然るべしと存じ候間、それぞれ御注意相成り置き候様致したく候。

右回答かたがた拙官意見申進せ候也。

- 3) この経過があつて、1885年＝明治18年の12月5日、明治政府は釣魚島への「国標建設」を見合わせる事を決めたのである。

それを示すのが、1885年＝明治18年の12月5日に内務卿伯爵：山県有朋が太政大臣公爵：三条実美に当てた「秘題128号の内 無人島へ国標建設の儀に付内申」と題される文書で、

そこには、

原文：沖繩県と清国福州との間に散在せる魚釣島他二島、踏査の儀に付、別紙写の道同県令より上申候。

処国標建設の儀は清国に交渉し彼是都合も有之候に付、目下見合せ候。

方可然と相考候間、外務卿と協議の上、其旨同県へ致指令候。

條是段及び内申候也。

と書かれている。

- 4) そして内務卿と外務卿は、この12月5日に両卿連署の上、沖繩県に対して、次のような指令を出している。

原文：書面伺ノ趣目下建設ヲ要セサル儀ト可心得事

明治十八年十二月五日

外務卿伯爵 井上 馨

内務卿伯爵 山 縣 有 朋



ちなみに、「沖繩県庁の石沢兵吾が当時の県令に尖閣諸島が無人島であることを報告」し、その後、「福岡県の実業家、古賀辰四郎がアホウドリ猟のため尖閣諸島の借地権契約を明治政府の沖繩県に請求した」というのが、まさにこの1885年＝明治18年の頃であり、

明治政府が検討した結果、西村捨三沖繩県令の明治政府への報告書や井上外務卿の意見書を経て、山県有朋・内務卿の「領有せず」の決定となり、古賀辰四郎の請求は退けられたのである。

古賀辰四郎のやった事業というのは、明治政府が「領有せず」と決めたのに、清国政府に知られていない事をよいことにして実施されたものに過ぎない。

共産党は、上記4点の明治政府の重要文書の存在をどう考えているのか？

「4文書は存在しない」とでも言うのか？！

この4文書は、釣魚諸島＝いわゆる尖閣諸島が清国に属している事を明治政府が認識していた事、そうであるから、調査は清国政府にバレないように行ない、やがて清国から奪って領有する日に備えようとした事を示しているのに他ならないと思うが、共産党はどう考えるのか？

- Q4：日清戦争での日本の勝利が確実になった1895年＝明治28年1月12日に、なって、内務省が外務省に秘密文書で釣魚諸島を沖繩県所轄として国標を建てることについて内務大臣子爵野村靖から内閣総理大臣伯爵伊藤博文に当てて、閣議決定することを乞う申し入れがなされ、2日後の1月14日に「標杭建設を閣議決定」として次の通知が内務大臣に出された。

原文：標杭建設に関する件

沖繩県下八重山群の北西に位する久場島、魚釣島は、従来無人島なれども、近来に至り該島へ向け漁業等を試むる者有之。之れか取締を要するを以て同県の所轄とし標杭建設致度旨、同県知事より上申有之。

右は同県の所轄と認むるに依り上申の通り標杭を建設せしめんとす。

右閣議を請う。

明治二十八年一月十二日 内務大臣子爵 野村靖

(次項に続く)

11)参考メール:共産党のダメさの解説と共産党への質疑案(4)

(続き)原文:別紙内務大臣請議、沖縄県下八重山群の北西に位する久場島魚釣島と称する無人島へ向け近來漁業等を試むる者有。

之為め取締を要するに付ては同島の議は沖縄県の所轄と認むるを以て、標杭建設の儀命県知事、上申の通許可すべしとの件は、別に差支無之に付請議の通にて従るべし。

日清戦争の結果、清国は下関条約(1895年4月17日)で尖閣どころか遼東半島、台湾、澎湖島を奪われ(遼東半島はその後の「三国干渉」により返還されるが)、賠償金2億テール(当時の日本の国家予算の4倍強)を支払わされるなど、膨大な損害を被った。

明治政府は、敗戦で弱り切った清国にはもはや抗議する力も余裕もないことを見越して、10年前にはできなかった釣魚諸島の領土編入を行なったのである。

以上の事実は間違いないはずだが、共産党はこれに異論があるか？
もし間違いがあると言うのであれば、どこが間違いか述べてみよ。



Q5:その上に、この1995年=明治28年の「尖閣領有」の閣議決定は非公開で、公開されたのは55年も後の1950年になってからだった。

日本領に編入するという公示が出されたわけでもなかった。

国標も建てられなかったし、日清戦争の講和条約の議題として日本が持ち出したわけでもなかった。

以上の事実は間違いないはずだが、共産党はこれに異論があるか？
もし間違いがあると言うのであれば、どこが間違いか述べてみよ。

Q6:共産党も自民党や民主党政府もマスコミも、しきりに「中国は釣魚島付近の石油資源が明らかになった1970年ごろから領有権を主張し始めた」と言うが、それが間違いである事を示す資料も提示しておいた。

すなわち、「人民網日本語版」2012年7月28日によれば、

- ・清代以降、釣魚島は行政上台湾の附属島嶼となったため、中国は日清戦争に負けた後、日本による台湾殖民統治期間(1895年-1945年)は日本側に釣魚島問題を提起することはできなかった。
- ・第二次世界大戦後から1970年代初旬にかけ、米国が琉球(沖縄)および釣魚島を「信託統治」の名で占領したが、この間も中国政府は米国のいわゆる「信託統治」に反対し続け、米軍撤退を要求していた。
- ・1960年代末、米日は勝手に釣魚島付近の海洋石油資源の調査を開始した。
中国はもちろんこれにも断固として反対し、他国が中国の領土および海洋資源に手を出すことは断固として許さないと強調した。
- ・1971年、米日は沖縄返還協定を結び、米国は日本に釣魚島の施政権を不法に与えた。
中国政府はこれに抗議し、釣魚島は台湾の附属島嶼であり、台湾は中国の切り離せない一部であると主張した。

私はこれについて、少なくとも中華人民共和国側がそのような主張をしてきた事は事実であろうと判断するが、共産党にあっては、それを否定する確かな裏付けを持っているのか？

中華人民共和国側がこうした主張を戦後1970年頃になるまで全くしてこなかったと、否定できる根拠は無いと思うが、どうか？

単に日本共産党側が聞いていなかった、聞かなかった事にした、というだけではないのか？



とりあえず、以上です。領土排外主義への屈服迎合勢力を厳しく批判して頑張りましょう！

12)参考:「広範な国民連合」2010年全国総会への戸田の抗議と脱退通知(突如、「尖閣は日本の領土」方針を労働党がゴリ押しした事に対して)

次項、次々項に2010年11/21の戸田の抗議意見書・脱退予告通知を収録したので、詳しくはそれを見て欲しい。

◆この意見書は、戸田が設立当初から所属した「自主・平和・民主のための広範な国民連合」の大阪での全国総会での論議のために作成配布したもののだが、問題点だらけの議案書が修正されなかったので戸田は、予告通り退会した。(連帯や全港湾の活動家らは戸田と意見を同じくして不満を持ちつつも、誰も退会せずに残ったが。)

●「国民連合」の主軸は共産党内中国派を出自とする「労働党」で、この労働党の活動家や議員達が2010年9月の「尖閣諸島中国漁船衝突事件」で起こった領土熱風に浮き足立ち、中国共産党から縁切りされた事もあって、「日本共産党への40年遅れの追従」よろしく、昨年までの主張に口をつぐんで、大衆団体の方針を党派都合でねじ曲げたのだ！日本の「左翼党派」の悪癖が2重3重の意味で示されてしまったと言えよう。

▲「地元沖縄の議会が全会一致で尖閣決議をしている」等の「国民世論」を理由にして民衆への真実の啓発責務を捨て、領土熱風に迎合し、「昨日までの自分らの主張と真逆の事を真顔で言う」浅ましさを！





この議案書では私は絶対に承服できない!

広範な国民連合・大阪の会員 戸田ひさよし

2010年11/21

前門真(かどま)市議・連帯ユニオン近畿地本顧問・協同組合アソシエ職員

私は「広範な国民連合」の1993年結成当初からの(連帯労組からの)会員であり、「国民連合」を大変高く評価してきた者です。国民連合の考え方全てに100%同じ意見でない部分があるにせよ、「腹八分目」の考えで、国民連合の役員や仲間に親しみと敬意を持ち、国民連合に愛着と信頼を持って活動をしてきました。

ところが、今回の総会議案書を見たところ、私にとっては「退会を考えなければいけない」程に承服できない内容や強い疑義や異論を覚える内容がありましたので、この意見書を出す次第です。

1:「尖閣諸島は日本の領土」が国民連合の主張となるなら、私は国民連合を即座に退会する!

◎国民連合の役員・会員である連帯労組員、連帯関係者、全港湾、日教組関係者、反戦平和の活動家に問いかける。

あなた方は「尖閣諸島は日本の領土だ。中国の態度と日本政府の弱腰はけしからん」と主張する団体の役員・会員に留まる事をよしとするのか? 戸田は留まる事を到底「よし」とはできない!

そもそも国民連合が「尖閣(=釣魚:ちょうぎょ)諸島は日本の領土だ」との認識を持つ団体ならば、私は決して会員にはなっていない。私は詳しい歴史経過をソラで言える程の記憶知識は持っていないが、井上清氏の「釣魚諸島は中国領土だ」という説に賛同するし、また「抑圧民族・国家の側が譲歩すべきだ」という立場に立つ。

(「釣魚諸島は中国領土だ」という年来の主張を最近になって100%逆転させた党派もあるが、その人に私は「いつから逆主張になったのか?」、「5年前10年前のあなた方の領土問題文書を出してきてくれ」と言いたい。)

会員個々の考えはともかく、国民連合が団体として「尖閣諸島は日本の領土だ!」との主張・認識に立つ団体になるのであれば、それは領土排外主義団体への変質・転落であり、私はそんな団体の会員でいる事は絶対にできない。

恐ろしい事ではないか、非共産党の左派や無党派、連帯労組や日教組・全港湾、旧社会党・総評の流れを汲んだ活動家や良心的保守派も含んだ全国団体たる国民連合が(日本共産党に続いて)領土排外主義の仲間入りをしていくということは! 私はとても恐ろしい事だと思う。排外主義の跋扈がここまで浸透してきたか、との思いで。

従って私は、議案書の「尖閣諸島問題」に関する部分について、次の事を求める。

- 1:「尖閣諸島は日本の領土である」、という主張・認識の記述を完全に削除する。
- 2:尖閣諸島問題に関して「中国の態度・日本政府の弱腰」を批判する記述も削除する。
- 3:「領土問題を利用した排外主義の拡大に反対せねばならない」趣旨の文言を新たに入れる。

少なくとも1:の削除が実行されないのであれば、私は(他の部分がどんなに良くても)国民連合を退会し、国民連合が領土排外主義に転落した事を公開的に批判する。(他の課題については外部の市民としては是非々々につき合う)

2:上記問題と好一対的に、議案書には「民族排外主義に反対する」立場が完全に欠落している

ザイトク会などの昨今の民族差別排外主義の跳梁跋扈、集団暴力の横行には目を覆うものがある。日教組の事務所が白昼公然と襲撃占拠され(徳島)、大阪の繁華街で警官200人がいる中で帰宅途上の元議員が集団襲撃され(戸田事件)、朝鮮小学校が白昼襲撃され、全国各地で従軍慰安婦問題など日帝の侵略戦争犯罪を問う運動が執拗に襲撃されている。日本版ネオナチの暴力に全国の心ある人々が萎縮し、よほどの覚悟がなければ声を出すことすら出来ない状況だ。

この重大な危機事態を知っているはずにも拘わらず、そして支配の危機の時に必ず吹き荒れる民族排外主義のデマと暴力との闘い抜きに民衆運動の前進はあり得ないにも拘わらず、この議案書にはただの一ヶ所も「民族差別暴力」についての記述が無い!ただの一ヶ所も「民族排外主義に反対し、これと闘おう」という立場の記述も無い!

「尖閣諸島は日本領土だ!」という領土排外主義の登場とまさに「好一対」の民族排外主義への投降姿勢である。

02年の拉致問題浮上の当時でも、民族差別暴力は「こっそり、ほぼ単独犯で嫌がらせをする」ものだった。それがこの2年ほどで「数十人、数百人で」、「子供に対してすら、一般の通行人に対してすら」白昼公然と暴力襲撃する程に悪質化・常態化している。そういう「行動する保守」という名目の「襲撃する極右」勢力が増大し、釣魚諸島問題では「尖閣守れ!」と先月東京で3000人規模のデモがあり、昨20日大阪で主催者発表3300人のデモがあったほどだ。

これらの領土問題デモには「普通の市民の参加」が大きく謳われ、実際的にも領土問題で危機意識を刷り込まれた一般市民の参加も少なからず拡大しているが、今回の議案書は国民連合もそういった陣営に親和する途を拓くものであり、断じて承服出来ない。

提 案:議案書の中に「ザイトク会らの民族差別暴力頻発の事実」と、「そういった民族差別暴力・民族排外主義に断固反対して闘う必要性」を記述すること。

3：民意をねじ曲げる「追米・反動の万力たるマスコミ・検察」の問題についての言及、それとの闘いの必要性についての言及が全くない。

共産党バリの「民主党の本質規定論」だけでは何の役にも立たない。

09年秋の政権交代以降の新政権の崩壊、反民衆的な菅内閣の成立の教訓は何だったのか？

◎いかに民衆の期待を受けて国会で圧倒的多数を取ろうとも、「追米・反動の万力たるマスコミ・検察」を放置していたのでは、世論操作と検察（審査会）攻撃によって潰されてしまう、ということではないか？
つまり、

☆まともな政権を樹立維持するためには、あらかじめ「追米・反動の万力たるマスコミ・検察」の民衆的肅正＝抜本改革に着手し、それを国民運動的に押し進めないといけない、ということであるはずだ。

ところが議案書にはそうした問題意識が全くない。マスコミ検察総結託の「検察クーデター」とも言うべき小沢・小沢周辺逮捕・起訴バッシングへの問題意識もなく、ただただ「民主党の本質は財界の代弁者だ」的な、日本共産党と瓜二つの「民主党本質論」で新政権のブレと反民衆化を説明したつもりになっているだけだし、さらにはその「本質論」的認識を一層進める事を、今後の方針として要求しているのである。これは全くの間違いだ。

■ 議案書に、「追米・反動の万力たるマスコミ・検察」の問題、それとの闘いの必要性を何らかの形で盛り込む事を求める。

ちなみに、マスコミの洗脳報道への対抗するには「ネットでの真実の報道と情報提供を意欲的に進める」事が絶対に不可欠であるが、「追米・反動の万力たるマスコミ」という問題意識が希薄だから、「ネット言論を国民連合として積極的にせねばならない」、という意識も希薄になる。だから「11/11 段階の国民連合のHPに全国総会の案内が全くない」、という事態が生まれているのであろう。

◆日本でのネットの民衆政治的活用は韓国に遅れること8年、ネット右翼の方が数年前に始めてザイトくらが積極利用するという位だった。そしてようやく今年になって、小沢への不当攻撃に疑問を持った市民の動きを契機として「活動家でない市民がネットで呼びかけて数百人規模のデモが実現する」という段階にたどり着いた。・・・11/20(日)にそのような検察マスコミ批判の市民デモが大阪で800人規模で行なわれ、戸田も呼びかけ人として参加してから国民連合総会に来た。

そういった状況下で、国民連合のネット活用意識はあまりに遅れていて、このままでは致命的マイナスである。

4：大企業支配を覆す産別型労働運動・中小企業協同組合運動の典型としての関西の「生コン一揆」、史上空前の4ヶ月半もの生コンゼネストの勝利について一言も触れない運動論に絶句する！

これは私が連帯労組関係者の身びいきで言うのでは断じてない。客観的に全国の手本にすべき闘いだから言うのである。

議案書では「日本の労働運動には現在見るべきものが無い」という誤った観点を通すためか、「全建総連」や「中小企業建設協会」の闘いを紹介するだけで、連帯関西地区生コン支部の闘いに全く触れない、という凄まじいまでの「偏向」に陥っている。

私は、この「生コン一揆」の当初より、中小企業労使が協力し合って大企業支配に立ち向かうこの闘いこそ国民連合の方針に100%合致するものであり、高く評価され、全国に紹介されて全国を鼓舞激励するものと信じ込んでいた。・・・ところが「日本の進路」で一度特集紹介されただけで、議案書に全く出て来ない！

これでは、生コンストの存在を極力隠ぺいし続け、極く部分的に報道しただけのブルジョアマスコミと何ら変わらないではないか？！ 国民連合の全国委員の方々は何を見ているのか、何を聞いているのか、甚だ疑問になる。

☆提 起： 関西の生コンスト・生コン一揆についての記述と評価を議案書に盛り込むこと

~~~~~

◎全国からお出でのみなさまには誠に申し訳ありませんが、議員失職で仕事を抱えながら、後援会無し・スタッフ無しで来春市議選への膨大な諸作業を進めねばならない私としては、11月末の土日全てをこの総会に使う事がどうしてもできません。

本日は論議途中で昼前には門真に戻って作業をせねばならない事がありますので、午前中の論議参加のみで退出させていただきます。どうかご容赦下さい。

私としては、私が国民連合を退会せずに継続できるような議案書に改善される事を期待しますが、結論はみなさんの論議に委ねます。



# 尼崎市6月議会でザイトク集団が在日女性に差別罵倒やり放題！

## 目前の差別暴力被害を見捨てる「在特会を相手にせず」方針の



## 非人間性と無策無能を批判する！

2012年7/24発行

余りに酷い尼崎市  
議会でのザイトク  
の差別怒号事件！

大阪府 **門真市議：戸田ひさよし**（鮮烈左翼「革命21」）  
事務所：〒571-0048 大阪府門真市 新橋町12-18 三松マンション207  
電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730  
HP：「戸田ひさよし」と検索すれば、すぐに出てきます！

### 傍聴者は語る・・・「日の丸条例」を強行可決した尼崎市の6月議会で起こった事・・・

・・・在特会反主流派を任ずる「おつる」の「誘導」によって尼崎市議会傍聴に参加した数人の在特会の連中が、ことであろうに傍聴参加の在日コリアンの女性を取り囲み「チョンコウ」「チョンコウ日本から出て行け」「お前ら生きている価値がない」など暴言を浴びせました。

そして彼らは他の傍聴者に対しても「日の丸が嫌いだったら日本から出て行け」「無人島に行け」「お前らチョンコウか」「ジジーははよ死ね」「お前日本人か、それでも日本人か」「ハゲ髪の毛抜くぞ」など暴言を吐きまくり、侮辱を重ねたのです。・・・こんな人権侵害事件が起こっているのに、市の職員も議員（「市民派」や「革新」議員も！）これを全く制止せず、とがめもせず、怒る様子もなく、やりたい放題にさせているのです。私は日本人として情けなくなりました。

### ■ 目前の差別暴力被害を見捨てる「在特会を相手にせず」方針の非人間性と無策無能に怒り！

- 1：この件で戸田が一番強く怒っているのは、（ザイトクの愚劣さ、それへの怒りは言うまでもない）「議会という公共の場で、議員にとっては『自分の職場』で、「ザイトクが老人や在日住民に差別暴力を振っている（あの罵声怒号は「暴力」と認定すべき）のに、その被害者を助けず、「知らん顔」をし続けた「在特会を相手にせず派」の「人権派」の連中のアホウさ加減だ。
- 2：もしも「在特会を相手にせず」論が正しいとすれば、それは唯一「自分がザイトクの罵倒攻撃されても相手にしない＝直対応・反撃しない」事で集会などの進行をスムーズに行なう場合だけだ。
- 3：しかし自分以外の一般市民が、ましてや在日女性や老人が、自分の目の前でザイトクの差別暴力に襲われている時に、差別暴力の被害者を助けずかばわず、自分の身を挺して守ることもせず、その場の管理者に暴力加害者の排除や処罰を求める事もしない・・・、  
つまり「自分の目の前の暴力被害者を見捨てる」事を正当化出来るものでは絶対にない！
- 4：犠牲になっているのは「自分」でも「自分と同じ意志一致をした仲間」でもなく、一般市民ではないか！  
ある種の覚悟を決めてデモや座り込みに参加した人ではなく、議会という公共の、民主主義の場に来た一般市民ではないか！  
自分の目の前で無辜の女性や老人が暴漢共に襲われているのに、助けもせず声も出さないとはい、いったいどういう神経をしているのか！ それでも人間か！ 人権を語ってきた者のやる事か！  
ましてや「市民を守る責務」を持っている議員がそれをするとは何事か！
- 5：こういった非人間的な感性を正当化するのは、いわゆる「挑発に乗るな」論だが、その根底にあるのは「権力・右翼の暴力に対する恐怖感を土台とした保身主義」、有り体に言えば「我が身かわいさ」と、自分らの企画をつつがなく進めたいという静謐主義、言い換えれば「事態の混乱を活力に転化できない己の無能さの隠蔽」である。  
だからこそ「我が身」ならぬ「他人」に差別怒号が襲いかかっても平気だったのだ。
- 6：尼崎市議会で日の丸反対側の対応を仕切ったのは尼崎市議達である事は間違いない。  
共産党の議員達はザイトク問題にほとんど無知だから（共産党やその企画がなぜかザイトクの襲撃対象にならないのは非常に不思議だが）、実際に「在特会を相手にせず」論で取り仕切ったのは、社民党も含めたいわゆる「市民派議員」達であるはずだ。  
これらの圧倒的多数（全部？）は、「口先だけでの人権派」であり、ザイトクと対決せず、ザイトク襲撃の被害者を助けようとせず、ザイトク問題を行政の課題とせず（まさに人権施策への破壊攻撃なのに！）、ザイトクの差別暴力を批判する声明に署名する事すら嫌がる議員達である。  
分かりやすく言えば「自分はザイトクに目を付けられたくない！」一心なのだ。
- 7：実は、今回の「ザイトクが尼崎市に来る！」事件は、ザイトクを取り締め封じる絶好の機会でもあったのだ。  
ザイトクにどうやってタガをはめたらいいかは、2011年9月の門真市議会答弁で示された「門真市モデル」に明確に示されている！（現にザイトクは、市役所や議会も含めて門真市に来て差別怒号する事が出来なくなっている！）  
議員が市当局に文書質問や議会質問をして、「差別を許さない人権行政」を再確認させ、ザイトクの差別怒号の動画

を見せて、そういう行為が「差別と人権侵害に該当する（可能性が高い）」と認定させ、市内で差別怒号事件が起こった時の見解表明や公共施設にザイトクが来た時の対応や庁舎管理の徹底を約束させればよかったのだ。

戸田は「市民派議員」達にその事を何度も何度も情報提供し、行動提起をしてきた。

しかし彼ら彼女らはそれを全くやろうとしなかった！今年の1月からザイトクが尼崎市役所に来て差別怒号をしている事を知っていたのに、議員も「市民派女性市長」も誰一人対策を取ろうとしなかった！

日の丸問題でザイトクが押し掛ける事が分かりきった6月議会で議員が取り上げて、行政にザイトク対策・反差別人権擁護の対策を取らせていれば、こんな酷い事件は起こらなかったのだ！

◆こういう「住民の人権や安全を守るためにやるべき事をやらない」無能無策さ、効果的な対処方策（門真市モデル）が明示されているのに取り組まない無能無策さが、今回の差別怒号事件を許してしまったのだ。

8：こういった「自分はザイトクに目を付けられたくない一心の議員達」に同調して「在特会を相手にせず」方針に賛同した市民運動側にも大きな責任がある。

その中には在日コリアンの人々や団体もいるが、その判断は全く間違いだったと戸田は厳しく批判する。

◆在日コリアンも含めたこれらの運動団体の中心的な人々の多くは、いろんな集会で戸田からのビラを受け取り、反ザイトク闘争の「門真市モデル」を知っていたはずだ。

それなのになぜ、尼崎の議員達をつつて尼崎行政にザイトク対策を取らせようとしなかったのか？

◆いくら「現地議員の指揮には従わざるを得なかった」とはいえ、目の前で在日コリアン女性や一般老人がザイトクに罵倒暴力を受けているのを見て、やめさせよう、かばおう、と声や体を使わなかったのはおかしくないか？

◆これほど酷い差別怒号暴力が市役所や議場内で行なわれていながら、それを放置＝容認した議長や施設管理者に怒りを向けて対処を求めないのはおかしくないか？

9：■今回の事件は、「役所や議会内で差別怒号やり放題の悪例を作ってしまった」事を意味する。

2010年3月に生駒市・市議会の無策によってザイトク乱入暴れ放題事件が起こったが、2011年になって9月に門真市で「門真市モデル」の策定がされ、生駒市でも在日コリアン住民宅への襲撃街宣を契機に10月に「市長名での在特会への謝罪要求と、謝罪しない限り面談拒否」施策が実行されて、全国の自治体が進むべき方向がしめされたのに。

■少なくとも尼崎市では、市長や議会がザイトク暴力排除の厳しい姿勢を示して、今までと違う新たな対処策を作らない限り、ザイトクは今後もやりたい放題だ！

10：今回ザイトクの被害に遭った人達は、「市役所・議会という、安心できるはずの場所でいきなりあんな酷い罵声暴力を受けた」、「あんな酷い被害に遭っているのに誰も助けてくれなかった！」、「市の職員も議員さん達も、みんな知らん顔だった！」事に酷く傷つけられたはずだ。

それを周りで見っていた一般市民達も職員達にも「日の丸掲揚に反対したらあんな怖い目にあってしまうんだ、誰も助けてくれないんだ」という恐怖感が強烈に刻み込まれてしまったのは間違いない。

11：尼崎で「在特会を相手にせず」論を提唱した者達、それに従ってしまった人達は、これらの被害や損害への責任をどう取るのか？！

12：「日の丸掲揚反対・尼崎市議会闘争」に参加した全ての人々の間で、この戸田の指摘が真摯に検討されるべきである。

■ザイトクの差別暴力を行政・議会に公認させ、目の前の被害者を見捨て「沈黙の容認」をするに等しい、愚劣な「在特会を相手せず方針」を2度と使わせてはならない。

全国各地で似たような問題が次々と起こっていく状況にあるのだから、一刻も早くこんな愚劣な「方針」を粉碎し、ちゃんとザイトク暴力を封じ込めて排除できる方針を作っていかなければならない。

★ 端的に言えば、「ザイトク規制の門真市モデルの道か、ザイトク暴力容認の尼崎市の道か」である。

■「総括とは次によく闘うための智慧の結集」なのだから、「闘う気持ちの無い者」からは「総括の名を借りた言い訳」は生まれても、真の総括は出て来っこない。

特に一般人はいざ知らず、「護民官」たる責務を持つ議員という地位にありながら「自分だけはザイトクに目を付けられたくない一心」の「口先だけ人権派」の連中の心根は少なくともここ当分は直りそうにないから、こういう連中が持ち出す「在特会を相手せず方針」は徹底的に論破粉碎していかなければならない。

まずは人権や差別の問題、日本の戦争や植民地支配の問題を真剣に考えて、差別を居直る者達に真剣に怒る人達を中心に、「尼崎市議会・ザイトク差別怒号事件」の総括論議がなされるべきである。

### ◎ 正義感のない議員や市長が正義感のない職員を容認放置する・・・尼崎市に抗議した市民の体験報告

ジェンダーと人権擁護の姿勢を強調する稲村和美市長に苦情と市政の根本的改善を求めるメールを送りましたが、「人権課」からの回答書は、問題が発生した事を反省もしていなければ、今後どうするかなどにほとんど触れない、典型的なお役所仕事、机上の回答書でした。

議会事務局の職員は、平然として「私は担当部署の人間ではないから、仕事をしながら現場を見ていただけ」と言い放ち、「これ以上何回聞かれても私の答えは同じです」と言うだけでした。そこには自分の職場内で起こった差別罵倒・人権侵害事件への心の痛みも、市民の安全安心を守ろうとする姿勢も全くありませんでした。





行政として全国初！「差別に反対し、住民を守る毅然たる姿勢」で  
**門真市が「在特会」らの差別怒号行為に対処見解を表明！**

**これが門真市が議会で公表した反差別の見解と対処方針だ！**

差別暴力集団ザイトクと断固闘う自治体議員＝戸田！ ↓ 門真市が9月議会議・9/27本会議戸田質問への答弁で

- ◆在特会らの外国籍住民への行為は、差別を助長し人権侵害しかねない行為と危惧する
- ☆人種、民族、門地、国籍などを捉まえての差別行為は許されるものではない
- ◎門真市で差別怒号事件があれば→人権を守る立場から見解表明し、毅然たる対応取る
- ◎在特会らが役所に押しかけたら→業務妨害や不当要求行為があれば厳しく対処

「トイレの差別落書きには差別事件として批判見解出すのに、在特会らの差別怒号の街宣デモを人権行政はなぜ放置・無視してるのか？」・・・全く当然な疑問です。今までは手つかずだったこの問題、全国で初めて戸田と門真市が先例「ひな形」を作りました！

★全国の議員も市民も、これにならって自分の所の行政に質問書を出し、差別扇動怒号行為への見解を出させよう！ 行政に対しては「回答参考」として門真市の議会答弁を示してやろう！

差別怒号事件が起こった時の対処や、在特会が役所に来た時の対処の質問答弁はウラ面→

＝ 門真市議会9/27本会議での戸田質問と答弁（ザイトク問題部分の抜粋紹介） ＝

### 3；民族差別脅迫を許さない人権行政について です。

（中略。冒頭前振り部分とQ1、Q2、およびQ4、Q5は、裏面に紹介）

**Q3**：出生や民族、国籍などの属性そのものを非難攻撃する事は、落書きであれ、口頭であれ、プラカードであれ、差別行為として批判されるべきではないか？ とりわけ、それを公衆の面前での演説やシュプレヒコールやデモで行なう事や、「在日韓国人は生活保護の特権的に与えられている」などのデマを使った民族憎悪扇動をする事は、特に悪質な差別行為ではないか？

攻撃対象にされる住民がそれによって如何に傷つけられ、恐怖を感じるか、子ども達に如何に悪影響を与えるか、長年の人権教育・人権行政が如何に破壊されてしまうかを考えた時、これは絶対にゆるがせに出来ない事です。市の見解を問う。

**【市民部長答弁】** 人権は全世界共通の課題であり、国連においては、昭和23年に「世界人権宣言」を採択、さらに昭和41年には、これに法的拘束力を持たせるための「国際人権規約」を制定しております。（中略）日本国憲法においては、基本的人権を大きな柱の一つとして、『侵すことのできないもの』であると規定しているところであります。

本市におきましては、平成16年3月に「門真市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいるところであり、条例の理念として

『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするとともに、かつ、私たちがともに守り、伸張させていかなければならないものである。』

としているところであります。

議員ご指摘の特定団体が在日韓国・朝鮮・中国人のほか外国籍住民の方々に対して行っている行為については、本市条例の理念からしても、差別を助長し、人権を侵害しかねない行為であると危惧するものであり、人種、民族、門地などが生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は、許されるものではないと考えるものであります。

さらに憂慮すべきは、これらの行為が成長過程にある青少年にも多大なる影響を与えるということであり、

2011年9/29発行

市としましては、引き続き市民への教育・啓発の取り組みを積極的に進めることにより、人権に関する教育や啓発を強化するとともに、交流の場を通し、多様な文化、習慣を持つ外国人と日本人との相互理解を促進していく必要があると改めて強く認識するものであります。

・・・ウラ面に続く →

門真市議会議員（無所属/鮮烈左翼）**戸田ひさよし**  
 連帯ユニオン議員ネット代表など、  
 〒571-0048 大阪府門真市 新橋町12-18 三松マンション207  
 電話；06-6907-7727 FAX；06-6907-7730  
 HPは「戸田ひさよし」検索ですぐ。ザイトク特集など豊富  
 メール；toda-jimu1@hige-toda.com

＝ 門真市議会 9/27 本会議での戸田質問と答弁（ザイトク問題部分の抜粋紹介）の続き ＝

（質問前振りの部分）

ここ3～4年、「在特会」とか「主権回復を目指す会」、「チーム関西」など、民族差別の汚い罵倒語を公衆の面前で怒号し、差別プラカードを掲げてデモをし、異を唱える者を集団襲撃したりする輩が横行しています。

私自身も2010年4月の大阪駅や今年8月6日の広島で襲撃され、その凶暴性を身をもって知っています。

他にも京都朝鮮初級学校襲撃や、徳島県教組事務所襲撃など、枚挙のいとまがありません。

彼らの差別行動の酷さは、現実を見た人でないと、とても信じられないものなので、市に事実を示す資料を渡し、証拠動画も示しておきましたが、議場内のみなさんにも事実を知ってもらうために提示すると、

「シナ人を叩き出せ〜！」とか、「ゴキブリ朝鮮人を叩き出せ〜！」、「チョン公は出て行け〜！」、と怒号しながらの民族差別デモを各地で繰り返し、今年になると奈良の水平社博物館の前に乗り込んでスピーカーを使って、「エッタ、エッタ、出て来い！」と、部落差別怒号する者まで現れています。

9月24日に隣の大東市で「君が代押しつけ反対の全国集会」があった折りには、住道駅前に陣取って、

「君が代反対を操っているのはエッタとチョンコだ！」、などの差別怒号をしていたとの事です。

門真でそういう差別怒号デモが起こったらどうするか、を考えておかねばならない情勢です。

それを前提に、以下に質問します。



Q1：資料や、証拠動画は、しっかりと見てもらえただろうか？

【市民部長答弁】 議員からお示しいただいた資料などにつきましては、読ませていただきました。

Q2：これまで門真市内で起こった部落差別や民族差別事件としては、いつ、どのようなものがあるか？

また、それに対して行政はどのような対応を取ったか？

差別を批判する見解を公表したり、啓発したりしてきたのではないか？

【市民部長答弁】 次に、市内で発生した部落差別・民族差別事件であります。ここ約10年間を見ても、平成12年8月の常称寺町における男子トイレでの差別落書き事件をはじめ、平成13年4月の本町における民家トタン塀への差別落書きや、近年では平成20年7月のモノレール門真市駅構内での落書きなど複数件発生しております。

市としては、これら事件の通報等を受けた場合、

現場での速やかな確認と記録、関係機関との協議等を行った上、落書きの場合は速やかな消去を行い、

その差別性や背景、要因を分析し、人権教育・啓発の一層の充実を図ること

としております。

また、広報活動としましては、前述した悪質、陰湿な行為を受けて、平成13年3月、4月には「広報かどま」に連載で、「部落問題をはじめとした人権状況と直面する人権政策の課題」というタイトルで周知啓発を行ったほか、毎年12月の人権週間において「人権週間特集号」という広報紙を全戸配布するなど啓発に努めているところでございます。



（Q3は表面に）

Q4：門真市内でそういう差別の宣伝やデモ事件が起こった場合は、市は、最低限、事実の調査確認を行なって、行政としての批判見解と市民啓発をすべきだが、どうか？

【市民部長答弁】 当該事象の事実収集や詳細な調査を行った上で、その事実が社会に重大な影響を及ぼす悪質かつ陰湿な行為である場合は、市民の人権を守る立場の市として必要に応じて明確な見解を公に示すなど毅然とした対応を行うとともに、さらに一層、人権に関する市民啓発事業の充実に努めていきたいと考えております。

Q5：この手の輩が、役所や公共施設にも怒鳴り込んで、執拗に攻撃する事も各地で起こっているの、それへの対策方法を門真市でも確立しておくべきです。

「不当要求行為」や「業務妨害行為」、「庁舎管理規定違反」への該当基準をしっかりと定め、対処方法、文書や音声・映像での記録、指揮系統、警察との連携などの具体をしっかりと定めて、全庁的に共通認識を作っておく必要があるが、どうか？対策の責任部署はどこか？

【総務部長答弁】 本庁舎における、業務妨害行為、並びに公衆への迷惑行為につきましては、門真市庁舎管理規則で禁止行為としており、庁舎管理規則違反をした場合は、庁舎取締事務を統轄する管財課長が、その行為を停止し、是正を命じ、また、立ち入りを禁止し、退去を命ずることとしております。

また、退去に応じない場合は、警察と連携し対応しているところでございます。

また、今日的な課題である不当要求行為に対しても、「門真市不当要求行為等防止に関する要綱」を定め、組織的に対応するよう庁内体制の整備に努めているところであり、不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するための「不当要求行為等防止対策委員会」の委員長には、総務部を担当する副市長を充て、委員会の庶務は総務部管財課が行うこととし、不当要求行為等に対して組織的に対処するため、各課の所属長を不当要求行為等防止責任者としております。

今後につきましては、不当要求行為等の判断基準を定め、議員ご指摘の共通認識の構築に向けマニュアル作り等を検討してまいりたいと考えております。